

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

住民記録システム標準仕様書
機能要件
たたき台

令和元年（2019年）12月18日

12	内容	
13	共通機能	2
14	マスタ管理	18
15	検索・照会	29
16	他業務連携	40
17	抑止設定	47
18	本人通知制度	54
19	証明発行	58
20	異動共通	74
21	転入	84
22	転出	97
23	転居	110
24	世帯構成変更	116
25	届出修正	128
26	職権記載	134
27	職権消除	141
28	職権修正	145
29	職権回復	151
30	住民票コード	155
31	出生・死亡・失踪	160
32	外国人・戸籍通知・特別永住者	167
33	バッチ	178
34	C S連携・番号連携	186
35	共通カスタマイズ要件書	196
36	個別カスタマイズ要件書	201
37	エラー・アラート項目	209
38	異動事由を含む履歴の記載方法	211
39		
40		

41

42

43

44

45

46

47

48

49

共通機能

50 N o . 1 (共 通 / E U C 機 能)

51 **【標準仕様書案】**

52 個別団体等における非定型的処理に対するニーズ（個別カスタマイズのニ
53 ーズ）に応えるとともに、住民記録システム標準仕様書を実装したシステム
54 の簡素化、開発及び保守容易性の確保、データの体系及び構造の見える化に
55 資するEUC（エンドユーザーコンピューティング）機能を提供する。

56

57 <参照元データの提供>

58 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」における「データ項目一覧
59 表」、「コード構成表」、「コード一覧」に準ずる形式によって、参照元デー
60 タをRDBMS（リレーショナルデータベース管理システム）によって提供す
61 ること。なお、あらかじめ製品名称、メーカー、バージョンなどを発注者に
62 提示し了解を得ること。

63

64 <EUC機能の提供>

65 参照元データを検索する際の条件入力においては、AND条件、OR条件
66 の設定の他、データの並べ替え、数字項目のカンマ編集や集計、検索結果件
67 数のみの取得ができること。

68 また、以下の機能が実現できること。

69 ・抽出条件として、10項目以上を指定することができること。また、各
70 項目に対しては、以上、以下、データ指定、他データ項目との比較がで
71 けること。

72 ・コード値については、画面表示や抽出結果において、日本語名称表記を
73 補完するエイリアス設定が可能であること。

74 ・抽出項目としては、100項目以上が指定できること。また、出力した
75 データはSUM、COUNT等の集計ができること。ただし、個人番号
76 は指定できないこと。

77 ・データ抽出等する際、ウィザード形式（画面の指示に従い項目、条件等
78 を選択していくことのみで結果出力迄実現できる方式）が提供されるこ
79 と。

80 ・RDBMSによって提供される参照元データに対して、直接SQLのD
81 ML（データ操作言語）を用いてデータ抽出等ができること。

82 ・作成した抽出条件等については、全て保存できること。

83 ・抽出結果等については、画面表示の他、CSVやタブ区切り形式によつ

-
- 84 てファイル出力ができること。
- 85 ・大量抽出した場合でも、オンライン処理に影響がでないこと。
- 86 ・メモ機能、異動入力抑止、証明書発行抑止等、標準として提供される機
- 87 能の対象者及び対象者の世帯情報について、一覧表の作成・出力ができ
- 88 ること。
- 89 少なくとも、以下の統計・一覧表等については、EUCにより出力でき
- 90 るとともに、出力する方法についてマニュアル等において示すこと。
- 91 抽出操作の操作者、抽出内容、年月日時刻、抽出件数などがログが記録
- 92 され後で確認可能であること。
- 93 ・ ……
- 94 ・ ……
- 95 ・ ……
- 96 ・ ……
- 97

98 【考え方・理由】

99 個別団体等における非定型的処理に対するニーズ及びベンダ側の費用対

100 効果が出ない利用頻度が低い機能に対応するためには、自治体職員が利用し

101 易く使い勝手の良いEUC機能を提供することが望ましい。

102

103 一方、EUC機能から参照する元データは、各社のパッケージシステム毎

104 に異なるだけでなく、データ構造等もブラックボックス化していることによ

105 って、職員ニーズに対応するためには、各社のエンジニアが支援する等しな

106 ければならないことが課題であった。

107 本機能によって、標準仕様だけでは補えない各団体の細かなニーズにも対

108 応し易くなる。

109 なお、「中間標準レイアウト仕様」に準ずるEUC機能専用の参照元デー

110 タベース（RDBMS）を整備するかどうかについては、新たな費用の発生

111 がないか、本体DBのDBMSと同じかどうか、項目は「中間標準レイアウト

112 仕様」で十分か等について今後検討する。

113

114 なお、必ずしも全市区町村において必要とは言い切れない統計・一覧表等

115 については、EUCで対応することとしたが（No. A4-A18参照）、

116 EUCで対応できることを担保するため、そのような様式については、「E

117 UCにより出力できるとともに、出力する方法についてマニュアル等におい

118 て示すこと。」とした。

119 N o . 2 (共 通 / ア ク セ ス ロ グ 管 理)

120 **【標準仕様書案】**

121 < ログの取得 >

122 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者
123 に対して、以下のログを取得すること。

124 ・ 操作ログ

125 操作者 I D、日時、ファイル名、オンラインの場合は対象となっ
126 たレコード・機能名・画面名・プログラム名、バッチについては処
127 理名・プログラム名、端末名、処理・交付場所等。

128 ・ 認証ログ

129 ログイン及びログインのエラー回数等。

130 ・ イベントログ

131 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イ
132 ベントや R D B M S へのアクセス等のセキュリティに関わる情報。

133 ・ 通信ログ

134 W e b サーバや W e b アプリケーションサーバ、データベースサ
135 ーバ等との通信エラー等。

136 ・ 印刷ログ

137 印刷プリンタ、タイトル、枚数、対象ファイル等の情報。

138 ・ 設定変更ログ

139 管理者による設定変更時の情報。

140 ・ エラーログ

141 住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による
142 設定変更時の情報。

143

144 取得したログは、情報開示請求に対応する期間である最低 5 年間保管する
145 とともに、オンラインでの検索・照会、E U C 機能を用いた後日分析がで
146 きること。

147 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き
148 込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

149

150

151

152

153

154 <ログの分析>

155 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等か
156 ら分析・レポートが作成できること。

157 [分析例]

158 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧

159 ・ログイン失敗一覧

160 ・ID別ログイン数一覧

161 ・大量検索実行一覧

162

163 【考え方・理由】

164 ログの保管期間は、各団体の開示請求の対応期間と同じであることが望ま
165 しい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占める
166 ことになる。

167

168 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等にお
169 いて長期的にログを残したい団体に対する追加課金等の理由も明確になる。

170 特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個
171 人情報保護委員会による監査等を含む）にも対応できるよう、監査証跡とし
172 ての役割も満たせることが必要である。

173

174 **№． 3（共通／操作権限管理）**

175 **【標準仕様書案】**

176 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理
177 者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、
178 操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理でき
179 ること。

180 また、事務分掌による利用者毎の表示・閲覧項目及び実施処理の制御がで
181 きること。

182 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基
183 づく利用者別の各種制御ができること。

184 例：№． 1（共通／EUC機能）、№． 2（共通／アクセスログ管理）

185 №． 3（共通／操作権限管理）、№． 4（共通／操作権限設定）

186 №． 6（共通／支援措置対象者照会）

187 №． 7（共通／支援措置対象者管理）

188 №． 8（共通／バッチスケジュール管理）

189 №． 131（住民票コード/住民票コード付番）の操作権限は、
190 それぞれ独立して制御が出来ること。

191

192 **【考え方・理由】**

193 特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムで
194 は、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であ
195 る。

196 操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要と
197 なるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。
198 なお、全ての操作権限は、個々のIDに紐づくことになる。

199

200 **No. 4 (共通/操作権限設定)**

201 **【標準仕様書案】**

202 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、
203 「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名
204 及び世帯主との続柄）」、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項
205 目を表示又は非表示に設定できること。
206

207 **【考え方・理由】**

208 住民票の写しの証明事項において、「続柄（世帯主についてはその旨、世
209 帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）」、「戸籍の表示」、
210 「個人番号」、「住民票コード」については、基礎証明事項（住民基本台帳法
211 第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項）では
212 無いため。
213

214 ※住民票の写し発行時は、基礎証明事項ではないこれらの住民票記載事項に
215 ついては、申請者からの依頼が無い場合、省略する。
216
217

218 No. 5 (共通/入力エラー)

219 **【標準仕様書案】**

220 ※5 論点該当

221

222 **【考え方・理由】**

223 ※5 論点該当

224

225

226 No. 6 (共通／支援措置対象者照会)

227 **【標準仕様書案】**

228 ※5 論点該当

229

230 **【考え方・理由】**

231 ※5 論点該当

232

233

234 No. 7 (共通／支援措置対象者管理)

235 **【標準仕様書案】**

236 ※5 論点該当

237

238 **【考え方・理由】**

239 ・自治体B_55のような「宛名ごとにDVや虐待，本人以外非開示の管理ができ
240 ること。」というような機能は、住民記録システムの画面上のみでの機能で抑止
241 効果が低いと考えられる。また、業務ごとの機能であり、住民記録システム標準
242 仕様書の中で整理すべきものではないため、記載しない。

243 ※5 論点該当部分については、別途追記。

244 **№. 8 (共通/バッチスケジュール管理)**

245 **【標準仕様書案】**

246 バッチ処理（予め登録した一連の処理を自動的に実行する処理方式）の実
247 行（起動）方法として、直接起動方法だけでなく、年月日及び時分を指定し
248 た方法（スケジュール管理による起動方法）が提供されること。スケジュー
249 ル管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンな
250 どをあらかじめ発注者に示し了解を得ること。

251 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照さ
252 れること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パ
253 ラメータ個所については、修正した旨が視覚的に判別し易くなっていること
254 （修正個所の文字色等が変更される等）。

255 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末
256 名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力
257 されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告
258 を他の通報システムに連携できること。

259

260 **【考え方・理由】**

261 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法の他、ジョブスケジューラーから
262 実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

263 住民記録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による
264 実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同
265 期実行」できることが必要となる。

266 また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、
267 リカバリを効率化するための実行結果の出力は必須である。

268

269 **№. 9 (共通／ヘルプ機能)**

270 **【標準仕様書案】**

271 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。
272 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方
273 法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)
274 が提供されること。

275

276 **【考え方・理由】**

277 自治体A_44、45のような冊子のマニュアルは、オンラインマニュアルで
278 代替できるため、不要とする。

279 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによ
280 って、知りたい情報に容易にアクセスできる。

281 オンラインマニュアルの一部として、Q&A(よくある質問&回答)集が
282 提供されることが望ましい。

283

284 No. 10 (共通/外字対応)

285 **【標準仕様書案】**

286 住民基本台帳ネットワークシステムや在留カード等発行システムで使用
287 している外字については、自動変換（同定）が可能であること。

288 なお、ベースフォント等については、以下を踏まえる。

289

290 **【ベースフォント】**

291 JIS X 0213:2012 に準拠した文字セットを使用すること。

292 例：MS 明朝 V5.0、IPAMJ 明朝等

293

294 **【外字利用】**

295 外字ファイルについては、ベースフォントとリンクすること。

296

297 **【ベンダ独自文字】**

298 ベンダ独自文字管理は原則不可とする。

299 なお、直接ベンダ独自文字を使用していなくても、システム上の制限が
300 かかる場合には原則不可とする。

301

302 **【考え方・理由】**

303 「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」にお
304 いて、「文字等の標準化・共通化を行うこと」及「今後整備する情報システ
305 ムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則と
306 する」と述べられた。

307 これらも受け、住民記録システム標準としては、文字情報基盤が活用さ
308 れることが望まれる。

309 縮退文字セットの利用の可能性について、検討したい。

310

311 ※ 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」におい
312 ては、指針6及び参考資料（指針6）に「国の動向を参考とした、文字
313 環境の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介された。

314

315 No. 11 (共通／中間標準レイアウト仕様での出力)

316 **【標準仕様書案】**

317 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行
318 ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、
319 コード一覧）及びXML形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出又は
320 それに準ずる機能が提供されること。

321 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト
322 仕様（住民基本台帳の最新バージョン）」で定義された表形式及びXML
323 形式でデータ提供ができること。

324

325 **【考え方・理由】**

326 総務省は、地方公共団体の業務システムにおける円滑なデータ移行の実現
327 を目指し、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる「中間
328 標準レイアウト仕様」を作成した（「自治体クラウドにおける円滑なデータ
329 移行を可能とする中間標準レイアウト仕様の作成に係る調査業務」）。

330 ※ 業務システムの契約満了時に中間標準レイアウト仕様を利用したデー
331 タ提供を定着させれば、データ移行時の経費低減が図れる。

332 また、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」では、
333 指針6において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自
334 治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、
335 中間標準レイアウト仕様の利活用を示している。

336

337 これらのことから、標準システムには「中間標準レイアウト仕様」対応が
338 必須といえる。

339 また、「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド 2019年度版(J-LIS)」
340 における「4章 中間標準レイアウト仕様の活用案」において「EUCツ
341ールの共用」や「オープンデータ対応の促進」とあるように、EUC等の参照
342元データとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望
343まれる。

344

345 なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の中間標準レイ
346アウト仕様に対応できることが必須となる。

347

348 **№. 12 (共通/検索機能)**

349 **【標準仕様書案】**

350 システム利用者毎に、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）に
351 ついては、宛名番号、個人番号、氏名を除き自動的にその設定値が保存され
352 ること。

353 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及
354 び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。

355 証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。
356 出力部数を設定できること。

357 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

358 帳票発行時に PDF か紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。

359 住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハ
360 ードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の
361 表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにす
362 ること。

363 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過
364 内容を記載したリストを出力できること。

365

366 **【考え方・理由】**

367 業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効となる。

368 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
369 用者毎（ID単位）で実施できなければならない。

370 このうち、プリンタ関係の機能については、機能一覧に入れるべきか、横
371 断的に非機能要件として整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機
372 能要件には不要ということであれば記載を落とす。

373 アクセスログが取得できないOS独自の印刷方法（印刷、プリントスクリ
374 ーン等）はセキュリティ上使用できないようにする必要がある。

375 自治体B_195のような「大量印刷できること」という機能は、住民記録シ
376 ステムで大量印刷が必要な事務は想定されないため不要。

377

378 No. a (共通/バックアップ・リカバリ)

379 **【標準仕様書案】**

380 日次を単位としたシステム復元（リカバリ）を可能とするシステムバック
381 アップ（日次差分バックアップ）ができること。

382 また、週次又は月次等でフルバックアップができること。

383 バックアップ及びリカバリに関わる異常に備え、その原因特定及び異常の
384 リカバリのための対策（ログ取得、異常通知・表示灯等）がされていること。

385 磁気ディスクをもって調整されている住民票のバックアップセットとし
386 て、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデータバックアップに対応している
387 こと。

388 なお、本番系システム以外に待機系システムの準備がある場合は、この限
389 りではないが上記と同等の適切なバックアップは必要とする。

390

391 バックアップ及び待機系システムへの切り替え作業は、職員対応を前提と
392 するため、その対応手順については、専用の手順書を用意すること。

393

394 **【考え方・理由】**

395 バックアップ、待機系システムへの切り替え等の作業は、職員対応できる
396 ことが重要となる。

397 また、住民票記載事項の確認や住民票の写しの発行といった主要業務に関
398 しては、その業務継続性確保の観点から、わかり易く平易な職員向けの手順
399 書を準備しておくことが重要である（同時に訓練実施等も効果的）。

400 この機能については、機能一覧に入れるべきか、横断的に非機能要件とし
401 て整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機能要件には不要という
402 ことであれば記載を落とす。

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

マスタ管理

414 **№. 13 (マスタ管理/公印選択)**

415 **【標準仕様書案】**

416 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又
417 は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又
418 は職務代理者の印）が選択できること。

419 なお、公印は電子公印に対応すること。

420

421 **【考え方・理由】**

422 中核市市長会ひな形の記載を採用＋電子公印に対応を記載。

423

424

425 **№. 14 (マスタ管理/公用表示選択)**

426 **【標準仕様書案】**

427 証明書(住民票の写し及び住民票記載事項証明書)に「公用」の表示(印
428 字)ができること。

429

430 **【考え方・理由】**

431 「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会 報告書(平成19
432 年2月)」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行する
433 ために必要であることを明らかにした場合は、住民票の写し等の交付請求を
434 「公用請求」としてできるとある。

435 これらを受け、住民票の写し及び住民票記載事項証明書に「公用」と表示
436 (印字)することは、本人等の請求による住民票の写し等の交付と区別する
437 上で必要といえる。

438 中核市市長会ひな形14のような、証明書に「附票通知」を表示する機能
439 については、住民基本台帳法19条1項で電子的に行うこととされているた
440 め、不要。

441

442 No. 15 (マスタ管理/認証)

443 **【標準仕様書案】**

444 証明書等の認証者は、市町村長と職務代理者とで2件以上管理できること。
445 また、期間等の事前に登録した条件によって、自動的に切り替わること。
446 証明書等が複葉にわたる場合は、最終頁のみに認証文が印字されること。
447

448 **【考え方・理由】**

449 中核市市長会ひな形を踏襲。

450

451

452 **№. 16 (マスタ管理/本庁・支所管理)**

453 **【標準仕様書案】**

454 システムから出力される証明書は、処理・交付場所として、本庁・各支所
455 の登録管理ができること。

456

457 **【考え方・理由】**

458 中核市市長会ひな形を踏襲。

459

460

461 No. 17 (マスタ管理/住居表示管理)

462 **【標準仕様書案】**

463 住居表示・区画整理におけるデータおよび地番（特殊地番含む）をマスタ
464 管理・表示できること。

465

466 **【考え方・理由】**

467 中核市市長会ひな形を踏襲+住居表示や区画整理に伴う一括処理を追加。
468 なお、住居表示・区画整理における一括処理についてはNO.154に記載。

469

470

471 N o . 1 8 (マスタ管理 / 住所辞書管理)

472 **【標準仕様書案】**

473 定期的に最新の住所情報（国名も含む）を更新すること。ただし、本籍地
474 等の（旧）町名等が入力できること。

475 住所情報は、職員でも容易に修正できることとし、同様に郵便番号につい
476 ても管理できること。

477 なお、市外住所は、「全国町・字ファイル（地方公共団体情報システム機
478 構）」、地方公共団体の名称・庁舎所在地等は、「地方公共団体コード住所ダ
479 ウンロードファイル（地方公共団体情報システム機構）」に基づく管理がで
480 きること。

481

482 **【考え方・理由】**

483 中核市市長会ひな形を踏襲＋J-LIS 辞書の活用を追加。

484 なお、N o . 6 5 との統合については今後検討

485

486

487 **No. 19 (マスタ管理/方書管理)**

488 **【標準仕様書案】**

489 住所地番に対応する方書情報（アパートやマンション、寮等）を登録管理
490 できること。

491 また、住所情報に応じた方書情報が紐づけられていること。

492 なお、これらのマスタ情報が職員管理を前提としており、容易にできるこ
493 と。

494

495 **【考え方・理由】**

496 中核市市長会ひな形を踏襲+方書情報が住所情報に紐づけられている旨、
497 職員管理が前提である旨を追記。

498 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、No.66 に記載。

499 また、この機能については、住民記録システム標準仕様書の機能一覧に入
500 れるべきか、パッケージ全体のマスタの機能として整理すべきかを別途検討
501 し、住民記録システム標準仕様書の機能要件には不要ということであれば記
502 載を落とす。

503

504

505 No. 20 (マスタ管理／文字溢れ対応)

506 **【標準仕様書案】**

507 システムから出力される証明書等の出力項目に桁溢れが発生した場合は、
508 文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。

509 なお、文字数が多くどうしても溢れが生じる場合は、文字超過リストを出
510 力して、桁溢れした情報を確認できるようにすること。

511 但し、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、標準
512 レイアウトに準拠した文字超過表記とすること。

513

514 **【考え方・理由】**

515 中核市市長会ひな形を踏襲＋証明書のみ標準レイアウトに準拠した文字
516 超過表記とする旨とした。

517

518

519 No. 21/44 (マスタ管理/備考入力事項管理)

520 **【標準仕様書案】**

521 ~~異動事由と備考文ひな形の対応及び変換のためのマスタ情報が管理でき~~
522 ~~ること。~~

523 ~~また、異動事由毎に、あらかじめ登録した備考文(マスタ情報で管理して~~
524 ~~いる備考のひな形)をもとに備考の自動編集ができること。~~

525 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

526

527 ~~また、備考文を証明書に印字する・しないの設定が行えること。~~

528 ~~備考内容により、出力抑止・解除の設定等ができること。~~

529

530 **【考え方・理由】**

531 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

532

533

534 **№. 22 (マスタ管理/和暦管理等)**

535 **【標準仕様書案】**

536 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。
537 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能
538 であること。

539

540 **【考え方・理由】**

541 中核市市長会ひな形を踏襲。
542 和暦のコードを二桁にすることも検討する。

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

検索・照会

556 N o . 2 3 (検 索 ・ 照 会 / 処 理 画 面)

557 **【標準仕様書案】**

558 異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む）では、該当する異動処
559 理名称（全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、
560 一全転居、一一転居等）が表示されること。

561 住所及び本籍について都道府県名→市町村名→大字→小字の順に一覧表よ
562 り順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

563

564

565 **【考え方・理由】**

566 自治体B_8「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」、自治体D__59
567 「画面上で事務処理の流れが判別できること。」、自治体D__75「異動事由ごとに
568 展開する業務画面を設定できること。（住民票転入→国保資格取得→年金資格取
569 得→介護資格取得）」のような画面遷移や操作に関する項目は標準化対象外。

570 ※自治体D__50 のような「同時サービスメッセージの発行・再発行が行えるこ
571 と。」は、エラー・アラート項目の整理（N o . C）の中で、別途整理

572

573 **№. 24 (検索・照会／操作性)**

574 **【標準仕様書案】**

575 端末のセキュリティを確保しながら、短縮キー（ショートカットキー）等
576 を使うことで、キーボードのみでも画面操作が可能であること。

577

578

579 **【考え方・理由】**

580 住民記録システムの端末は、アプライアンス製品としてではなく、W i n
581 d o w s 等を用いた汎用端末であることが想定される。

582 住民記録システムが特定個人情報等の機微情報を扱うことから、特に、同
583 じ端末内の別アプリケーション（OS から提供されるメモ帳、他業務システ
584 ム等）への情報のコピー・貼り付けができてしまうことは、防ぐべきである。

585 また、OS 等から提供される画面ハードコピー機能についても、情報セキュ
586 リティ確保の観点から利用できないように制御するべきである（№. 1
587 4 参照）。

588 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考え
589 られるが、自治体によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分につい
590 ては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。

591 なお、自治体B_9 のような住民記録システム以外のシステム間へのコピー
592 や貼り付け機能、画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確
593 保の観点から問題があるが、外字等を入力するためにコピー・貼り付け機能
594 を多用している自治体もあるため、端末のセキュリティを確保した上で標準
595 案に盛り込むこと。

596 自治体B_77 のような文字拡大機能は、OS 等でも提供されているため不
597 要。

598

599

600 No. 25 (検索・照会／文字入力)

601 **【標準仕様書案】**

602 カナを本来の文字で入力できること。

603 例：小文字（ッ、ャ、ュ、ヨ）や「ヲ」「ヴ」など

604 また、清音と濁音を区別せず検索できるようにすること。

605 「ズ」と「ヅ」、「ジ」と「ヂ」、「ワ」と「ハ」、「ャ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」

606 「ヨ」と「ヨ」、「ヲ」と「オ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、

607 「ヴ」と「ブ」などは、区別せず検索条件として指定でき両方が該当とし
608 て処理されること。

609

610 **【考え方・理由】**

611 清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも高く、検索結果もれを無くす観点
612 からも重要と判断。

613 また、(株)や(有)等の記号は、法人名(税の宛名管理等)で用いられる
614 ことはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったと
615 しても、外字としてではなく、「(株_)」や「(有_)」という形(3文字)で
616 対応できることから、不要。

617

618 No. 26 (検索・照会／基本検索)

619 **【標準仕様書案】**

620 生年月日（西暦・和暦）・性別・カナ氏名・漢字氏名・旧氏・アルファベッ
621 ト氏名・通称・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・消除区分・
622 個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索
623 できること。

624 各証明書の発行履歴（日時、場所、請求者、記載事項、枚数等）を検索で
625 きること。

626 複数条件検索、項目内部分検索ができること。

627 外字検索のためのサポート機能が提供されていること。（例：外字を選択
628 するための手書き入力等）

629 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。
630

631 **【考え方・理由】**

632 中核市市長会ひな形（No. 26 及び No. A3）を補足。

633 旧氏、宛名番号（団体内統合宛名番号などの団体内でユニークな宛名番号）、
634 世帯番号、特別永住者証明書番号については、検索ニーズがあると判断した。

635 自治体D__2「該当者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再
636 検索（絞込み）ができること。」のような絞りこみ検索については、複数条
637 件検索ができるのであれば不要。

638 自治体D__55「該当者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「住民
639 コード」「住民票コード」が確認できること。」、57「該当者一覧より選択し
640 た住民の世帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確認でき
641 ること。」のような該当者一覧で確認できる必要がある項目については、画
642 面についての機能であり、標準案に記載しない。
643

644 No. 27 (検索・照会／あいまい検索 (清音化検索等を含む))

645 **【標準仕様書案】**

646 以下のあいまい検索ができること。

- 647 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視 (ハ、バ、パ等)
- 648 ・ヂとジ、ズとヅ、ワとハ、ヴァとバ、ヴィとビ、ヴとブによる違い
- 649 を無視
- 650 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視 (ツ、ッ等)
- 651 ・長音の有無を無視
- 652 ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と
- 653 「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「-
- 654 (半角ハイフン、 マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」
- 655 を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理される
- 656 こと。
- 657 ・統一文字による検索 (検索文字から異体字等も包含した検索ができ
- 658 る機能)
- 659 ・検索文字選択のためのサポート機能 (手書入力による文字選択等)
- 660 の提供

661

662

663 **【考え方・理由】**

664 カナの清音化に限らず、あいまい検索機能を提供することによって、清音、
665 濁音、ハイフン、長音を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。

666 在留カードを忘れた場合であっても、あいまい検索機能による情報取得が
667 可能となる等、メリットが大きい。

668 ワイルドカード検索等は、EUC等でも対応可能で、機能として実装する
669 必要はないと判断したため、標準仕様書案では不要と整理。

670

671 **№. 28 (検索・照会／異動履歴検索)**

672 **【標準仕様書案】**

673 住民異動の履歴（異動日、届出日、異動内容）や旧氏・通称履歴が照会で
674 きること。

675

676 **【考え方・理由】**

677 自治体A_114 のような同一住民を単位とした履歴照会の機能については、
678 住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度が高いが、それ
679 は住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないため）、ボタンで次
680 の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯票に戻って個人の画面
681 に移動することで差し支えないことから不要。

682

683

684 **№． 29（検索・照会／交付履歴検索）**

685 **【標準仕様書案】**

686 システムから出力される証明書毎の発行履歴（日時、場所、枚数等）につ
687 いて、情報開示請求対応期間である2年間保管され、照会ができること。

688 また、マイナンバーカードや住基カードの発行履歴も照会できる（履歴情
689 報は2年で廃棄する）こと。

690

691 **【考え方・理由】**

692 中核市市長会ひな形を補足。交付履歴を含む証明書の発行履歴は、情報開
693 示請求の際等に必要となる。

694 なお、発行履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした（自治
695 体の多くは、保存期間を1年又は2年（まれに3年）と規定）。

696

697 N o . 3 0 ・ 3 1 (検 索 ・ 照 会 / 学 区 検 索 ・ 学 区 表 示)

698 **【標準仕様書案】**

699 ~~入力した住所地に応じて小学校、中学校の表示ができること。~~
700 ~~小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができること。~~
701 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整理
702

703 **【考え方・理由】**

704 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整理
705

706 No. 32 (検索・照会／続柄表記)

707 **【標準仕様書案】**

708 総務省事務処理要領に定める続柄の入力及び表記ができること。特に、子
709 (子の妻)等かっこ付きの続柄の入力及び表記ができること。

710 また、続柄は4世代管理ができること。

711 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)提供の「既存住基システム改造
712 仕様書」の続柄コードに対応していること。

713 なお、児童養護施設の入所者等、必要に応じて続柄が空欄にできること。

714

715 **【考え方・理由】**

716 世代管理については、4世代で十分。

717 事務処理要領に記載されている続柄を全て表示できる必要がある。

718 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や続柄の欄は空欄となる場
719 合があり、対応する。

720 自治体D__64「準世帯主の登録が行えること。」のような準世帯主は、国
721 保上の概念であるため、住民記録システム標準仕様書では不要。

722

723 No. 33 (検索・照会／文字拡大機能)

724 **【標準仕様書案】**

725 ~~漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができること。~~

726

727 **【考え方・理由】**

728 「拡大鏡」機能が標準搭載されているOSもあり、OSの基本機能を活用
729 することで、拡大しての入力・照会は可能であるため、不要（No. 2
730 4参照）。

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

他業務連携

742

743

744 N o . 3 4 (他業務連携／他業務照会)

745 **【標準仕様書案】**

- 746 以下の項目について、他システムに最新情報が照会できること。
- 747 ・ 選挙人名簿への登録の有無
 - 748 ・ 国民健康保険の被保険者該当の有無、職業、被保険者証又は被保険者資格証明書
749 の記号番号、資格取得・喪失年月日
 - 750 ・ 後期高齢者医療の被保険者該当の有無、被保険者証又は被保険者資格証
751 明書の記号番号、資格取得・喪失年月日
 - 752 ・ 介護保険の被保険者該当の有無、被保険者証の番号、資格取得・喪失年
753 月日
 - 754 ・ 国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失
755 年月日
 - 756 ・ 児童手当を受けている者である旨、開始月・喪失月確認

757

758 ※法定記載事項以外（印鑑等を含む。）については、火葬証明書の発行等
759 の他業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理

760

761 **【考え方・理由】**

762 住民基本台帳法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項の
763 全てが磁気ディスクをもって調整されていることは必須である。

764 国保記号番号は住民票の記載事項となっていないが、住民票に記載してい
765 る団体も多い。米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕
766 様書には不要。

767 ※法定記載事項以外（印鑑等を含む。）については、火葬証明書の発行等の他
768 業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理

769

770 ※住民基本台帳法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項

- 771 ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 772 ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する
773 事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 774 ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に
775 関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 776 ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する

-
- 777 事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
- 778 ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事
779 項で政令で定めるもの（記号番号，種別，資格取得・喪失年月日）
- 780 ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格
781 に関する事項で政令で定めるもの（開始月・喪失月）
- 782
- 783

784 No. 35 (他業務連携／番号連携)

785 **【標準仕様書案】**

786 番号法の「団体内統合宛名システム」（自治体固有の宛名システムのこと
787 ではない。）に対して、宛名情報として宛名の情報が送信できること。

788 また、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛
789 名番号」を取り込めること。

790 番号法別表2（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
791 等に関する法律別表第二）に定める副本データ（特定個人情報ファイル）が
792 中間サーバに登録（副本コピー）できること。

793

794 **【考え方・理由】**

795 中核市市長会ひな形を踏襲＋補足。

796

797

798 **№. 36 (他業務連携／入管庁通知自動更新)**

799 **【標準仕様書案】**

800 出入国在留管理庁(入管庁)からの在留資格等情報(特別永住者を除く)
801 が自動更新(一括自動処理)されること。

802 自動更新された場合、項目毎に変更前と変更後の内容を記載したリスト
803 (処理結果リスト)が一覧表として作成・出力できること。

804

805 **【考え方・理由】**

806 №. 144、№. 144-2と統合

807

808

809 **№． 37（他業務連携／宛名連携）**

810 **【標準仕様書案】**

811 他システムに対し、個人番号を含む住民記録データが連携（提供）できる
812 こと。

813 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。また、
814 提供タイミングはリアルタイム、準リアルタイム、日次に対応できること。

815

816 **【考え方・理由】**

817 中核市市長会ひな形を踏襲。

818 団体内統合宛名システムだけでなく、他業務連携も想定した機能。

819 全件データを連携する目的としては、

820 ・業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ

821 ・業務システムの運用開始後に住記システムとの整合性確認をおこなう
822 ためのデータ（中核市市長会構成団体の一部では1年に一度程度、業務シス
823 テム側でおこなうことが一般的）

824 などを想定。

825 異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定。

826

827

828 **№． 38（他業務連携／戸籍システム（附票））**

829 **【標準仕様書案】**

830 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報が附票に連携できるこ
831 と。

832

833 **【考え方・理由】**

834 中核市市長会ひな形を踏襲＋補完（戸籍システム側の異動処理時に、管内
835 住所人情報を参照・引用できる住民票参照情報の提供を追加）。

836 自治体B_230のようにデータを附票システムにどう取り込むかまでは住
837 民記録システムで決める必要は無く、システム上通知が送れる機能だけあれ
838 ば十分なので、標準案には不要。

839

840 ※自治体B_48や236のような裁判員制度関係の機能については、火葬証明
841 書の発行等の他業務関係の整理（№． E）の中で、別途整理

842

843

844

845

846

847

848

849

850

抑止設定

851

852

853

854 N o . 3 9 (抑止設定／メモ機能)

855 **【標準仕様書案】**

856 個人を単位としたメモ入力（付箋貼付）が可能で、処理注意の設定及び解
857 除が可能であること。

858 ~~当該個人又は世帯について照会、異動処理、証明書発行を行う際には、ア~~
859 ~~ラート表示がされること。~~

860 ※ エラー・アラート項目の整理（N o . C）の中で、別途整理

861

862 **【考え方・理由】**

863 中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

864 ※ 中核市市長会ひな形「当該個人又は世帯について照会、異動処理、証
865 明書発行を行う際には、アラート表示がされること。」は、エラー・アラ
866 ト項目の整理（N o . C）の中で、別途整理

867

868

869

870 N o . 4 0 ・ 4 1 (抑 止 設 定 / 異 動 ・ 発 行 抑 止)

871 **【標準仕様書案】**

872 個人単位及び世帯単位で異動入力及び証明書発行を不可とする抑止設定
873 及び解除が可能であること。また、抑止解除については、解除できる権限を
874 個別に設定できること。

875 ~~当該個人について照会、異動処理、証明書発行を行う際、アラート表示が~~
876 ~~されること。~~

877 ※ エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理
878 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネ
879 ットCSに対しても自動連携されること。

880

881 **【考え方・理由】**

882 中核市市長会ひな形を踏襲 (一覧表はEUC対応) 。

883 異動・発行抑止については、個別に書き込むのではなく、まとめて整理す
884 る。

885 また、抑止解除の権限について、ここで記載するか、権限として共通機能
886 において記載するかは今後検討。

887 ※中核市市長会ひな形40・41「当該個人について照会、異動処理、証明書
888 発行を行う際、アラート表示がされること。」は、エラー・アラート項目の
889 整理 (N o . C) の中で、別途整理

890

891

892

893 N o . 4 2 (抑止設定／他システム連携)

894 **【標準仕様書案】**

895 ※ 5 論点該当

896

897 抑止設定および解除について他システムと連携できること。

898

899 **【考え方・理由】**

900 ※ 5 論点該当

901

902 中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

903

904 N o . 4 3 (抑止設定／事由管理)

905 **【標準仕様書案】**

906 抑止設定の事由を管理できること。~~その際、事由毎に備考等が入力できる~~
907 ~~こと。~~

908 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

909

910 **【考え方・理由】**

911 中核市市長会ひな形を踏襲。

912 自治体 A_52「官公署等が発行する写真付本人確認書類 (個人番号カード・
913 在留カード・運転免許証・旅券等)・各種保険証等、何れの方法により本人
914 確認を行ったかが管理できること」については、標準システムの機能として
915 は不要。必要があれば紙で対応。

916 自治体 A_75-77 の準世帯主については、国保上の概念であるため、住民記
917 録システム標準仕様書では不要。

918

919 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

920

921 ※ 他システム連携に関しては、自治体システムデータ連携標準検討会と
922 連携して検討

923

924 N o . 4 4 (抑止設定／備考出力)

925 **【標準仕様書案】**

926 ※N o . 2 1 参照

927

928 **【考え方・理由】**

929 ※N o . 2 1 参照

930

931 No. 45 (抑止設定／消除対象者記載)

932 **【標準仕様書案】**

933 世帯確認画面等において、(転出や死亡等で) 消除された世帯構成員も画
934 面表示できること。

935

936 **【考え方・理由】**

937 中核市市長会ひな形を踏襲。

938

939

940

941

942

943

944

945

946

本人通知制度

947

948

949

950 **№. 46 (本人通知制度／登録管理)**

951 **【標準仕様書案】**

952 「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。(オプシ
953 ョン)

954

955 **【考え方・理由】**

956 「本人通知制度」は自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当。

957 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

958

959

960 **№. 47 (本人通知制度／画面表示)**

961 **【標準仕様書案】**

962 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確
963 認できること。(オプション)

964

965 **【考え方・理由】**

966 「本人通知制度」は自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当。

967 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

968

969 **№． 48（本人通知制度／画面表示）**

970 **【標準仕様書案】**

971 証明書発行履歴をもとに本人宛の通知書（発行日・請求者区分・証明書種
972 別・枚数）が出力できること。（オプション）

973 なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「事前登
974 録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」
975 が選択可能であること。（オプション）

976

977 **【考え方・理由】**

978 「本人通知制度」は自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当。

979 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に付加。

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

証明発行

990

991

992

993

994 No. 49 (証明発行／全部一部選択)

995 **【標準仕様書案】**

996 住民票の写し等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員に
997 ついて選択できること。また、形式の指定（世帯員連記式・個人票、履歴の
998 有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番
999 号）ができ、デフォルトは省略（申請者からの求めが無い限り省略）となっ
1000 ていること。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区分、
1001 在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称記載削除事項の省
1002 略も指定できること。

1003 世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票
1004 の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。
1005 一部の世帯員を選択した場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ない
1006 ことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。

1007 なお、住民票の写しの様式については、自治体システム標準化検討会が定
1008 める標準様式に準ずること。

1009

1010 **【考え方・理由】**

1011 中核市市長会ひな形に付加。

1012 ※ 住民票の写しの発行については、住民票（原票）が個人票として調整さ
1013 れていることを前提としている。

1014 住民基本台帳法 第6条（住民基本台帳の作成）第1項において、“市町
1015 村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台
1016 帳を作成しなければならない。”とある。（第2項では、“市町村長は、
1017 適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯
1018 を単位とすることができる”とある。）よって、適当であると認めるとき
1019 以外は、個人票がベースといえる。

1020 ※ 住民票の写しの証明事項の内、住民基本台帳法でいう基礎証明事項以
1021 外については、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。

1022

1023 No. 50 (証明発行／項目選択)

1024 **【標準仕様書案】**

1025 ※ No. 49 参照

1026

1027 **【考え方・理由】**

1028 ※ No. 49 参照

1029

1030

1031 **№． 5 1（証明発行／世帯員並び順変更）**

1032 **【標準仕様書案】**

1033 世帯員連記式の住民票の写しについては、世帯員の並び順を任意に設定で
1034 き、設定情報については、保持されること。

1035 なお、本写しに記載する初期値としての順番は、あらかじめ設定した続柄
1036 による並び順ルールによって自動設定されること。

1037

1038 **【考え方・理由】**

1039 中核市市長会ひな形を踏襲。

1040 なお、自治体A_286のような世帯主・続柄欄を空欄で発行できるとの機能
1041 については、イレギュラーリストの中で整理。

1042

1043 No. 52 (証明発行／転出予定)

1044 **【標準仕様書案】**

1045 転出予定日又は転出確定日のいずれか早い日で除票とすること。
1046 除票となるまでは、残存世帯員とともに続柄も管理しながら出力できるこ
1047 と。

1048

1049 **【考え方・理由】**

1050 中核市市長会ひな形に付加。

1051

1052

1053 No. 53 (証明発行／除かれた住民票の写し)

1054 **【標準仕様書案】**

1055 除かれた住民票の写し(除票の写し)については、除票である旨が表記さ
1056 れて発行できること。

1057

1058 **【考え方・理由】**

1059 中核市市長会ひな形 53 の「世帯員連記式又は個人票の……」は、世帯票
1060 管理を法が容認しているため、限定した書きぶりは削除。

1061

1062

1063 **№． 54（証明発行／性別選択）**

1064 **【標準仕様書案】**

1065 住民票記載事項証明書について、性別の記載有無を任意選択できること。

1066

1067 **【考え方・理由】**

1068 中核市市長会ひな形を踏襲。

1069 ※ 住民票の写しではなく、住民票記載事項証明書（住民票記載事項の一
1070 部を証明する性質）であることから。性別記載の有無選択も妥当。

1071

1072

1073 N o . 5 5 (証 明 発 行 / 改 製 原 住 民 票 の 写 し)

1074 **【標準仕様書案】**

1075 改製原住民票の写しを個人票の様式で発行できること。

1076 また、改製原である旨が表記されること。

1077 ~~（改製原住民票（原票）には、備考欄に改製理由が記載されること。）~~

1078 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理（N o . D）

1079

1080 **【考え方・理由】**

1081 中核市市長会ひな形を一部修正（住民票の写しに備考はないことを前提）。

1082 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理（N o . D）

1083

1084

1085 **№． 56（証明発行／住民票記載事項証明書）**

1086 **【標準仕様書案】**

1087 住民票記載事項証明書は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択でき
1088 ること。

1089 また、以下事項については、住民基本台帳法第十二条、第十二条の二、第
1090 十二条の三のそれぞれの請求に応じて、証明することが認められた範囲内で
1091 住民票記載事項証明書として交付請求ができること。

- 1092 ・ 氏名
- 1093 ・ 出生の年月日
- 1094 ・ 男女の別
- 1095 ・ 住民となった年月日
- 1096 ・ 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者につい
1097 ては、その住所を定めた年月日
- 1098 ・ 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定め
1099 た旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その
1100 年月日）及び従前の住所
- 1101 ・ 個人番号
- 1102 ・ 世帯主名
- 1103 ・ 続柄
- 1104 ・ 本籍（都道府県名のみ出力選択もできること）
- 1105 ・ 筆頭者
- 1106 ・ 国籍地域
- 1107 ・ 在留カード等の番号
- 1108 ・ 住基法第 30 条 45 規定区分
- 1109 ・ 在留資格
- 1110 ・ 在留期間
- 1111 ・ 在留期間の満了の日
- 1112 ・ 通称の記載と削除に関する事項
- 1113 ・ 住民票コード
- 1114 ・ 通称
- 1115 ・ 旧氏

1116

1117 **【考え方・理由】**

1118 住民基本台帳法に基づく住民票記載事項証明書の発行に対応する。
1119 ※自治体B_170のような、労働基準法第111条代用証明を発行できること
1120 といった機能については、火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（No.
1121 E）の中で、別途整理
1122
1123
1124

1125 **№． 57（証明発行／転出証明書）**

1126 **【標準仕様書案】**

1127 「転出証明書」が発行できること。また、転出証明書の紛失等により、転
1128 出予定日を経過していない者から再交付の申出があった場合は、再発行がで
1129 き、発行された証明書には再交付と明記されること。

1130 また、転出届出日に転出日から既に14日を経過している場合は、自動で
1131 「転出証明書に準ずる証明書」が発行されること。「転出証明書に準ずる証
1132 明書」の紛失等により、転出予定日を経過した者から再交付の申出があった
1133 場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記されること。

1134

1135

1136

1137 **【考え方・理由】**

1138 中核市市長会ひな形を補完（業務上必要である「通称の記載及び削除に関
1139 する事項」の発行を追加等）。

1140

1141

1142 N o . 5 8 (証 明 発 行 / 住 民 票 コード 通 知)

1143 **【標準仕様書案】**

1144 住民票コード通知票（新規・変更）が発行できること。

1145

1146 **【考え方・理由】**

1147 中核市市長会ひな形を踏襲。

1148

1149 No. 59 (証明発行／様式選択)

1150 **【標準仕様書案】**

1151 ※ No. 49 参照

1152

1153 **【考え方・理由】**

1154 ※ No. 49 参照

1155

1156

1157 No. 60 (証明発行／特例転出)

1158 **【標準仕様書案】**

1159 任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。

1160

1161 **【考え方・理由】**

1162 制度上、特例転入者に転出証明書を発行することは予定していないため、
1163 不要。

1164

1165 No. 61 (証明発行／異常時窓口運用)

1166 **【標準仕様書案】**

1167 システム障害の発生により、通常の使用できない状況において、前
1168 営業日時点での証明書が発行できること。

1169

1170 **【考え方・理由】**

1171 中核市市長会ひな形を踏襲。

1172

1173 ※ 非機能要件にて議論

1174

1175 **№． 6 2（証明発行／就学通知）**

1176 **【標準仕様書案】**

1177 ~~日本人・外国人で、学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、就学通知~~
1178 ~~（転入学通知）・区域外転出通知（転退学通知）が出力できること。~~

1179 ※ 火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（№． E）の中で、別途整
1180 理

1181

1182 **【考え方・理由】**

1183 ~~中核市市長会ひな形を踏襲。~~

1184

1185 ※ 火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（№． E）の中で、別途整
1186 理

1187

1188

1189

1190

1191

1192

1193

1194

1195

1196

1197

異動共通

1198 **№. 63 (異動共通/届出日設定)**

1199 **【標準仕様書案】**

1200 届出日は処理当日が初期表示設定されていること。

1201 また、変更が可能であること。

1202

1203 **【考え方・理由】**

1204 中核市市長会ひな形を踏襲。

1205

1206 ※中核市市長会 63「未来日の入力があった場合又は存在しない日付又は現
1207 在の年号以外の入力は、アラート表示すること。」については、エラー・アラ
1208 ト項目の整理(№. C)の中で、別途整理

1209 ※自治体A_61のような「未来日・実存しない日・現年号等以外を入力した
1210 場合は、エラーメッセージ表示等ができること。」についても、エラー・アラ
1211 ト項目の整理(№. C)の中で、別途整理

1212

1213

1214 **№． 64（異動共通／異動日設定）**

1215 **【標準仕様書案】**

1216 異動日は処理当日で初期表示すること。

1217

1218 「年月日不詳」、「令和〇〇年 月日不詳」、「令和〇〇年〇月 日不詳」等、
1219 不詳日入力ができること。

1220 なお、他システム連携用として、みなし生年月日が作成できること。

1221

1222 **【不詳日入力一覧】**

1223 ・「令和〇〇年頃」

1224 ・「令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間」

1225 ・「年月日不詳」

1226 ・「令和〇〇年月日不詳」

1227 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」

1228 ・「令和〇〇年〇月〇日頃から令和〇〇年〇月〇日頃までの間」

1229 ・「令和〇〇年春」

1230 ・「令和〇〇年〇月上旬」

1231

1232 **【考え方・理由】**

1233 中核市市長会ひな形を踏襲し、異動日を処理当日とすることはしない。

1234

1235 ※中核市市長会 64「転出以外の異動を未来日で入力又は異動前の住定日より
1236 遡る日付の場合、エラー表示すること。」については、エラー・アラート項目
1237 の整理（№． C）の中で、別途整理

1238 ※自治体A_63のような「未来日付の異動（転出を除く）、存在しない日付
1239 （閏年以外の2月29日）、異動前の住定日より遡る日等、疑義のある日付が入
1240 力された場合は、エラーメッセージ表示等、論理矛盾がチェックされること。」
1241 についても、エラー・アラート項目の整理（№． C）の中で、別途整理

1242

1243

1244

1245 **№． 65（異動共通／本籍入力補助）**

1246 **【標準仕様書案】**

1247 本籍地については、直接入力の他に入力された「新住所」、「旧住所」、「世
1248 帯主の本籍」、「世帯員の本籍」が候補として選択できること。

1249 また、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。

1250

1251

1252 **【考え方・理由】**

1253 中核市市長会ひな形に付加。

1254 なお、№． 18との統合については今後検討

1255

1256 **No. 66 (異動共通／方書入力補助)**

1257 **【標準仕様書案】**

1258 入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。

1259

1260 **【考え方・理由】**

1261 中核市市長会ひな形を踏襲。

1262 なお、自治体D__29、自治体J_3のような、方書から住所地番を候補とし
1263 て選択できる機能については不要。

1264 また、方書を管理する機能については、No. 66 に記載。

1265

1266 **№． 67（異動共通／入力確認・修正）**

1267 **【標準仕様書案】**

1268 更新前（仮登録状態）には、入力確認票が出力でき、入力内容を修正でき
1269 ること。

1270

1271 **【仮登録状態】**

- 1272 ・ 異動処理が確定されていない状態。
- 1273 ・ 他課参照は可能。
- 1274 ・ 団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。
- 1275 ・ 証明書発行時には、仮登録状態である旨をエラー対応する等し、注意喚
1276 起が必要（他業務連携できない状態なことから、証明書コンビニ交付は
1277 発行停止）。

1278

1279 **【考え方・理由】**

1280 中核市市長会ひな形を踏襲。

1281

1282 **№. 68 (異動共通／審査、決裁機能)**

1283 **【標準仕様書案】**

1284 異動処理の仮登録及び本登録の機能が提供できること。

1285 異動入力した内容は仮登録状態として、審査、決裁により本登録とする。

1286 仮登録状態では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務（住
1287 基ネット等）連携については、抑止されること。

1288 仮登録一覧は、画面に表示され、該当者が選択できること。

1289 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択該当者又は入力支所等を単位とし
1290 た一部）毎に表示・本登録できること。

1291

1292 **【本登録（本登録状態）】**

1293 ・ 異動処理が確定された状態。

1294 ・ 確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映さ
1295 れる。

1296

1297 **【考え方・理由】**

1298 中核市市長会ひな形を踏襲。

1299

1300 ※ 仮登録の後、審査・決裁を経て本登録されることによって、誤謬処理を
1301 防ぐ（団体間等における住民情報の不整合も排除する）ことができる。

1302

1303

1304 No. 69 (異動共通／一括入力機能)

1305 **【標準仕様書案】**

1306 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
1307 適用することができること。

1308

1309 **【考え方・理由】**

1310 中核市市長会ひな形を踏襲。

1311

1312 No. 70 (異動共通/住民異動届受理通知)

1313 **【標準仕様書案】**

1314 届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力する
1315 ことができること。

1316 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨
1317 で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。

1318 世帯主未設定のケースが判別可能であること。また世帯主が確定していな
1319 い場合にはアラート表示がされること。

1320

1321 **【考え方・理由】**

1322 中核市市長会ひな形を踏襲。

1323 事務処理要領 93 ページに沿って修正

1324 自治体 B_203「直近の異動について異動者に届出内容を通知するための通
1325 知書を発行できること」については、事務処理要領上は、疑義があった場合
1326 に通知を出すことが求められているものの、件数が少なく自治体のニーズが
1327 低いと思われるため不要。

1328 「住民異動届受理通知については、異動処理日に限らず、後日単独でも発
1329 行できること。」という要件については、上記のとおり事務処理要領上は、
1330 疑義があった場合に通知を出すことのみが求められており、異動処理日以外
1331 に発行するニーズがどの程度あるかは自治体の判断に委ねられる。件数はそ
1332 れほどないと思われるため、標準としては不要と整理。

1333

1334

1335 **№. 71 (異動共通/世帯主変更)**

1336 **【標準仕様書案】**

1337 減異動時に世帯主未設定となった世帯について、世帯主変更依頼通知書と
1338 対象者リストが出力できること。

1339 また、職権で世帯主を定めた場合に、世帯主変更通知書を出力することが
1340 できること。

1341

1342 **【考え方・理由】**

1343 中核市市長会ひな形を踏襲。

1344 ※自治体A_212「除票・現住民の改製原について誤修正することのないよ
1345 う「コマンド別」等、予防措置が執られていること」のように、除票の修正・
1346 改ざん防止に関する項目は、除票の修正はほぼないものの制度上100%修正
1347 できないわけではないため、機能として完全に防止するのではなく、アラ
1348 トとして、エラー・アラート項目の整理(№. C)の中で、別途整理

1349 また、改製原という用語は戸籍用語で、紙管理しているものなので、住基
1350 上は「除票」という用語に統一。

1351

1352

1353

1354

1355

1356

1357

1358

1359

1360

1361

転入

1362 No. 72 (転入／異動条件)

1363 **【標準仕様書案】**

1364 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。

1365 一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入
1366 力ができること。

1367

1368 **【考え方・理由】**

1369 中核市市長会ひな形を踏襲。

1370

1371 **№. 73 (転入/転入者情報入力)**

1372 **【標準仕様書案】**

1373 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。

1374

1375 **【必須入力項目】**

1376 ・氏名 (漢字・アルファベットを含む)・旧氏・通称

1377 ・性別

1378 ・生年月日

1379 ・世帯主・世帯主との続柄

1380 ・住所・方書

1381 ・前住所 (国外を含む)

1382 ・本籍・筆頭者

1383 ・住定日

1384 ・届出年月日

1385 ・住民となった年月日

1386 ・外国人住民となった年月日

1387 ・国籍地域

1388 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項

1389 ・通称の記載と削除に関する事項・事由

1390 ・個人番号

1391 ・住民票コード

1392 ※外国人の生年月日は、西暦で記載すること。

1393 **【考え方・理由】**

1394 中核市市長会ひな形を補足。

1395

1396

1397 **№. 74 (転入/再転入者検索)**

1398 **【標準仕様書案】**

1399 住民票コード又は3情報(氏・名・性別・生年月日)内の組合せによって、
1400 再転入者の検索ができること。

1401 再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
1402

1403 **【考え方・理由】**

1404 中核市市長会ひな形を補足。

1405 ※ 住民票コード又は3情報(氏・名・性別・生年月日)による再転入者検
1406 索が最も業務に即すると判断した。

1407 なお、自治体A_417のような、再転入者の一覧表作成・出力は、EUCに
1408 より対応し、そのための機能としては不要。
1409

1410 No. 75 (転入/印鑑登録 (即日))

1411 **【標準仕様書案】**

1412 ~~印鑑業務処理画面に遷移し、登録後、印鑑確認票が出力されること。~~

1413 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
1414 書に記載する機能としては不要 (なお、No. E 参照)

1415

1416 **【考え方・理由】**

1417 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
1418 書に記載する機能としては不要 (なお、No. E 参照)

1419

1420

1421 N o . 7 6 (転入 / 特例転入)

1422 **【標準仕様書案】**

1423 特例転入に対応し、住基ネットを介して送られた転出証明書情報の確認・
1424 修正・利用ができること。

1425 ~~個人番号カード・住基カード保有者における特例転入を利用した転出処理~~
1426 ~~(特例転出)の届出日において、異動日が既に14日を経過している場合は、~~
1427 ~~特例転入を利用した転出処理を不可にできる又はアラートメッセージ表示~~
1428 ~~等により、その旨が分かること。~~

1429 ※制度上必要なので、アラートとして盛り込むが、エラー・アラート項目
1430 の整理 (N o . C) の中で、別途整理

1431

1432 **【考え方・理由】**

1433 中核市市長会ひな形を補足。

1434

1435 ※中核市市長会 76「個人番号カード・住基カード保有者における特例転入
1436 を利用した転出処理 (特例転出) の届出日において、異動日が既に14日を経過
1437 している場合は、特例転入を利用した転出処理を不可にできる又はアラートメ
1438 ッッセージ表示等により、その旨が分かること。」は、制度上必要なので、アラ
1439 トとして盛り込むが、エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整
1440 理

1441

1442

1443 No. 77 (転入/転入通知)

1444 **【標準仕様書案】**

1445 転出後一定期間を経過しても転入通知がない場合、未着者の一覧を作成で
1446 きること。

1447

1448 **【考え方・理由】**

1449 制度上、転出した者について、転入予定地への転入の事実及び転入年月日
1450 を確認することまでは求められておらず、ニーズも特定できないため不要。

1451

1452 N o . 7 8 (転入 / 未届転入地入力)

1453 **【標準仕様書案】**

1454 直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。
1455 前住所末尾に（未届）を追加すること。

1456

1457 **【考え方・理由】**

1458 中核市市長会ひな形を踏襲するが、送付先は、制度を踏まえて転入通知・
1459 戸籍附票通知ごとに整理。

1460 C S を介して、未届地（前住所地）及び最終住民登録地（前々住所地）に
1461 転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍附票通知が送付されることになる
1462 が、当該内容については、N o . 1 9 4 において記載する。

1463

1464 **※未届転入制度を確認する。**

1465

1466 **№． 79（転入／住所設定）**

1467 **【標準仕様書案】**

1468 住所設定処理（前住所が不明で確定できない場合の処理）が行えること。
1469

1470 **【考え方・理由】**

1471 中核市市長会ひな形を踏襲。

1472

1473 ※ 「既存住基システム改造仕様書（J-LIS）」では職権記載扱いたが、中
1474 核市市長会ひな形や多くの自治体では「転入」に記載しているため、
1475 「転入」に記載。

1476

1477 **№． 80（転入／世帯構成表示）**

1478 **【標準仕様書案】**

1479 転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できる
1480 こと。

1481

1482 **【考え方・理由】**

1483 中核市市長会ひな形を踏襲。

1484

1485 ※ 転入同時世帯構成変更に対応。

1486

1487 No. 81 (転入／再転入者)

1488 **【標準仕様書案】**

1489 再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること。
1490 ~~(住民票コード・個人番号・在留カード番号)~~

1491

1492 **【考え方・理由】**

1493 ※ 団体内統合宛名で対応可能であり、本機能を利用せずに対応している
1494 自治体もあることから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能
1495 としては不要

1496

1497

1498 **№． 8 1-2（転入／住民基本台帳法 第30条の4 6 転入）**

1499 **【標準仕様書案】**

1500 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定
1501 めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民
1502 のみ）。

1503 なお、従前の住所については空欄として登録できること。

1504

1505 **【考え方・理由】**

1506 制度上、必要なものであるため追加。

1507

1508

1509 **№． 81-3（転入／住民基本台帳法 第30条の47 転入）**

1510 **【標準仕様書案】**

1511 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在
1512 許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること
1513 (外国人住民のみ)。

1514 なお、従前の住所については空欄として登録できること。

1515

1516 **【考え方・理由】**

1517 ※ 制度上、必要なものであるため追加。

1518

1519

1520

1521

1522

1523

1524

1525

1526

1527

1528

転出

1529 **№． 82（転出／異動条件）**

1530 **【標準仕様書案】**

1531 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。

1532 一部の場合は対象者を選択できること。

1533 その際、対象者のうち個人番号カード・住基カード保有者が存在する場合、
1534 ~~メッセージを表示するとともに~~「特例転入を利用した転出」への切替えが可
1535 能であること。

1536

1537 **【考え方・理由】**

1538 中核市市長会ひな形を踏襲。

1539

1540 ※中核市市長会 82「メッセージを表示するとともに」は、エラー・アラ
1541 ト項目の整理（№． C）の中で、別途整理

1542

1543

1544 **№． 83（転出／転出先入力）**

1545 **【標準仕様書案】**

1546 転出先の情報が入力でき、市区町村だけでの入力にも対応できること。

1547 また、海外転出の際には、国名が入力できること。

1548 転出先住所については、異動届の記載を踏まえた上、全国住所辞書（J-LIS
1549 の「全国町・字ファイル」など）に基づく入力ができること。

1550

1551 一部転出に伴う世帯主・続柄の変更、転出予定日以降の予定世帯主の設定、
1552 転出予定者がいる場合の転出予定日以降の予定続柄の確認ができること。

1553

1554 **【考え方・理由】**

1555 中核市市長会ひな形を補足。

1556 中核市市長会 83 では、「転出先住所については異動届通りに入力すること
1557 ができること」とされているが、全国住所辞書（J-LIS の「全国町・字ファ
1558 イル」など）に基づく入力ができる方が誤りがなく、かつ便利であるため、
1559 そのようにする。

1560

1561

1562 N o . 8 4 (転出 / 特例転出 [特例転入を利用した転出])

1563 **【標準仕様書案】**

1564 特例転入を利用した転出に対応していること。

1565 この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、C
1566 S へ自動送信できること。

1567

1568 **【考え方・理由】**

1569 中核市市長会ひな形に付加。

1570

1571

1572 **№． 85（転出／転出証明書）**

1573 **【標準仕様書案】**

1574 処理の一連の流れで転出証明書が出力されること。

1575 また、再発行も可能であること。

1576

1577 **【考え方・理由】**

1578 中核市市長会ひな形を踏襲。

1579

1580 ※ 中核市市長会 85 の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」につ
1581 いては、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム
1582 標準仕様書に記載する機能としては不要（なお、№． E 参照）

1583 ※ また、中核市市長会 85 の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及び
1584 削除に関する事項)」については、制度上当然であることから、敢え
1585 て記載しない。

1586

1587 **№． 86（転出取消／異動条件）**

1588 **【標準仕様書案】**

1589 転出予定者に対する異動を取り消し、住民票原票の回復ができること。
1590 転入通知の受理に伴う転出確定処理の前は、全部・一部を選択し、異動日
1591 及び届出日が入力できること。

1592 また、転出取消が世帯の一部である場合は、対象者を選択できること。

1593 ※中核市市長会 86 のような「ただし、転入通知の受理に伴う転出確定済
1594 みの場合には、アラート・エラーメッセージが表示されること。」といった
1595 機能については、エラー・アラート項目の整理（№． C）の中で、別途整
1596 理

1597

1598 **【考え方・理由】**

1599 中核市市長会ひな形を踏襲。

1600 虚偽の場合等、転出予定日以降も転出を取り消すことはありうるため、自
1601 治体G_13 のように「転出予定日の前日までに」という要件を付すことはし
1602 ない。

1603

1604 ※中核市市長会 86 のような「ただし、転入通知の受理に伴う転出確定済
1605 みの場合には、アラート・エラーメッセージが表示されること。」といった
1606 機能については、エラー・アラート項目の整理（№． C）の中で、別途整
1607 理

1608

1609

1610 No. 87 (転出取消／世帯復帰)

1611 **【標準仕様書案】**

1612 転出取消後は、従前の世帯に復帰すること。

1613 ~~また、従前の世帯が転居していた場合は、転居後の住所に復帰すること。~~

1614

1615 **【考え方・理由】**

1616 中核市市長会ひな形を踏襲（一部不要）。

1617

1618 ※ 従前の世帯が転居していた場合は、異動処理を時系列に従い処理し直す
1619 ことで、転居後の住所に復帰する必要なし。

1620

1621 N o . 8 8 (転出取消 / 印鑑資格の回復)

1622 **【標準仕様書案】**

1623 ~~転出予定者の届出等により印鑑登録原票が削除されている場合について~~
1624 ~~は、回復させない。~~

1625 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
1626 書に記載する機能としては不要 (なお、N o . E 参照)

1627

1628 **【考え方・理由】**

1629 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
1630 書に記載する機能としては不要 (なお、N o . E 参照)

1631

1632

1633 No. 89 (転出確定／異動条件)

1634 **【標準仕様書案】**

1635 異動日及び通知日が入力できること。

1636 転出者について、転入通知の受理処理ができること。

1637

1638 **【考え方・理由】**

1639 中核市市長会ひな形を踏襲。

1640

1641 **№． 90（転出確定／転入情報入力）**

1642 **【標準仕様書案】**

1643 CSから受信した転入通知情報を基に転入先の住所・方書等が登録できる
1644 こと。

1645 その際、受信したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。
1646 転入通知が再送信された場合等においても、一度入力した転入通知につい
1647 て修正ができること。

1648

1649 **【考え方・理由】**

1650 中核市市長会ひな形に付加。

1651

1652 **№． 9 1（転出確定／非住基ネット対応）**

1653 **【標準仕様書案】**

1654 CSからの転入通知情報が無い場合も、転出確定処理が行えること。

1655

1656 **【考え方・理由】**

1657 中核市市長会ひな形を踏襲。

1658

1659

1660 No. 92 (転出確定／CSからのデータ自動取り込み)

1661 **【標準仕様書案】**

1662 CSから受信した転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することな
1663 く自動で登録できること。

1664 また、転入通知情報については、取込結果一覧表を作成・出力し、必要に
1665 応じて修正できること。

1666

1667 **【考え方・理由】**

1668 中核市市長会ひな形に付加。

1669

1670 ※ 自動登録で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が
1671 確認し、修正できることが必要。

1672

1673 No. 93 (転出確定／海外転出確定入力)

1674 **【標準仕様書案】**

1675 海外転出予定者の転出予定日が経過したら転出確定が自動入力されるこ
1676 と。

1677

1678 **【考え方・理由】**

1679 中核市市長会ひな形を踏襲。

1680

1681

1682

1683

1684

1685

1686

1687

1688

1689

1690

転居

1691 **№． 94（転居／異動条件）**

1692 **【標準仕様書案】**

1693 転居の種類（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択
1694 して、転居の条件が入力できること。

1695

1696 **【考え方・理由】**

1697 中核市市長会ひな形に付記。

1698

1699

1700 No. 95 (転居／該当世帯検索)

1701 **【標準仕様書案】**

1702 転居元の世帯（転居者）を特定できること。

1703

1704 **【考え方・理由】**

1705 中核市市長会ひな形を踏襲。

1706

1707

1708 **№． 96（転居／転居先世帯検索）**

1709 **【標準仕様書案】**

1710 全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定できるこ
1711 と。

1712

1713 **【考え方・理由】**

1714 中核市市長会ひな形を踏襲。

1715

1716

1717 No. 97 (転居／転居先入力)

1718 **【標準仕様書案】**

1719 転居先の情報を入力できること。

1720

1721 **【考え方・理由】**

1722 中核市市長会ひな形を踏襲。

1723

1724 **№. 98 (転居／続柄設定)**

1725 **【標準仕様書案】**

1726 転居元、転居先の世帯員の続柄を設定できること。

1727

1728 **【考え方・理由】**

1729 中核市市長会ひな形を踏襲。

1730 なお、自治体A_79のような「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動し
1731 た場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記
1732 載できること。」の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないことから
1733 不要。

1734

1735

1736

1737

1738

1739

1740

1741

1742

1743

世帯構成変更
(世帯主変更ほか)

1744

1745

1746

1747 N o . 9 9 (世帯主変更／異動条件)

1748 **【標準仕様書案】**

1749 異動日及び届出日を入力できること。

1750

1751 **【考え方・理由】**

1752 中核市市長会ひな形を踏襲。

1753

1754 No. 100 (世帯主変更／続柄設定)

1755 **【標準仕様書案】**

1756 世帯員の続柄を設定できること。

1757

1758 **【考え方・理由】**

1759 中核市市長会ひな形を踏襲。

1760 ※自治体A_183のような「変更事由について、自動で備考欄に記載できる
1761 こと。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法について
1762 の整理 (No. D) の中で、別途整理

1763

1764

1765

1766 **№. 101 (世帯合併／異動条件)**

1767 **【標準仕様書案】**

1768 異動日及び届出日を入力できること。合併世帯と被合併世帯を検索できる
1769 こと。

1770

1771 **【考え方・理由】**

1772 中核市市長会ひな形を踏襲。

1773

1774 N o . 1 0 2 (世帯合併／方書同一性確認)

1775 **【標準仕様書案】**

1776 方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書
1777 と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること。

1778 ~~方書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセージが出力できること。~~

1779 ※ エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

1780

1781 **【考え方・理由】**

1782 中核市市長会ひな形に付加。

1783

1784 ※ 中核市市長会 102 の「方書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセ
1785 ージが出力できること。」は、エラー・アラート項目の整理 (N o . C)

1786 の中で、別途整理

1787

1788 ※ 職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の 2 つの異動が自
1789 動処理できることが望ましい。

1790

1791 **№. 103 (世帯合併／続柄設定)**

1792 **【標準仕様書案】**

1793 世帯員の続柄を設定できること。

1794 ~~合併事由について、自動で備考欄に記載できること。~~

1795 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

1796

1797 **【考え方・理由】**

1798 中核市市長会ひな形を踏襲。

1799 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

1800

1801

1802 No. 104 (世帯分離／異動条件)

1803 **【標準仕様書案】**

1804 異動日及び届出日を入力できること。

1805

1806 **【考え方・理由】**

1807 中核市市長会ひな形を踏襲。

1808

1809

1810 No. 105 (世帯分離／該当者選択)

1811 **【標準仕様書案】**

1812 世帯分離をする対象者を特定できること。

1813

1814 **【考え方・理由】**

1815 中核市市長会ひな形を踏襲。

1816

1817

1818 No. 106 (世帯分離／続柄設定)

1819 **【標準仕様書案】**

1820 分離後の世帯員の続柄を設定できること。

1821

1822 **【考え方・理由】**

1823 中核市市長会ひな形を踏襲。

1824 ※自治体A_192のような「分離事由について、自動で備考欄に記載できる
1825 こと。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整理(N
1826 o. D)の中で、別途整理

1827

1828

1829 No. 107 (世帯一部変更／異動条件入力・検索)

1830 **【標準仕様書案】**

1831 異動日及び届出日を入力できること。

1832 異動元世帯と異動先世帯を検索でき、対象者を選択することができること。

1833

1834 **【考え方・理由】**

1835 中核市市長会ひな形を踏襲。

1836

1837

1838 No. 108 (世帯一部変更／続柄設定)

1839 **【標準仕様書案】**

1840 変更後の続柄を設定できること。

1841 異動元と異動先の両方に対応していること。

1842

1843 **【考え方・理由】**

1844 中核市市長会ひな形を踏襲。

1845

1846

1847 N o . 1 0 9 (世帯一部変更／方書同一性確認)

1848 **【標準仕様書案】**

1849 異動者と異動先の方書が同じであること。

1850 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一
1851 表記とする修正と併せて、変更処理ができること。

1852

1853 ※N o . 1 0 2 参照

1854

1855 **【考え方・理由】**

1856 中核市市長会ひな形に付加。

1857

1858 ※ 自治体A_194のような、変更の前後で方書が相違している場合は、ア
1859 ラートが表示できる機能については、エラー・アラート項目の整理 (N
1860 o . C) の中で、別途整理

1861 ※ 自治体A_197のような「変更事由について、自動で備考欄に記載でき
1862 ること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の
1863 整理 (N o . D) の中で、別途整理

1864

1865 ※N o . 1 0 2 参照

1866

1867

1868

1869

1870

1871

1872

1873

1874

1875

1876

1877

1878

届出修正

1879 No. 110 (届出修正/異動条件入力)

1880 **【標準仕様書案】**

1881 届出日を入力できること。

1882

1883 **【考え方・理由】**

1884 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
1885 統合する (No. 122)。

1886

1887 No. 111 (届出修正/現住所・方書修正)

1888 **【標準仕様書案】**

1889 現住所又は方書を修正することができること。

1890

1891 **【考え方・理由】**

1892 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に

1893 統合する (No. 123)。

1894

1895 No. 112 (届出修正/フリガナ修正)

1896 **【標準仕様書案】**

1897 ~~フリガナを修正することができること。~~

1898

1899 **【考え方・理由】**

1900 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
1901 統合する (No. 123)。

1902

1903 No. 113 (届出修正/続柄修正)

1904 **【標準仕様書案】**

1905 続柄の修正ができること。

1906

1907 **【考え方・理由】**

1908 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に

1909 統合する (No. 125)。

1910

1911

1912 **№． 1 1 3 － 2（届出修正／その他の修正）**

1913 **【標準仕様書案】**

1914 戸籍届出、通知、申出に基づき、修正ができること。

1915 申出、錯誤又は戸籍届出により、修正ができること。

1916 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
1917 世帯主名が修正できること。

1918 子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録（子の続柄は空欄の場合あ
1919 り）、死亡届による登録ができること。

1920

1921 **【考え方・理由】**

1922 職権修正の欄ではないか。

1923 ※ 自治体A_209 のような世帯員の備考には自動で「職権により世帯主
1924 修正」と記載する機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整理（N
1925 ｏ． D）の中で、別途整理

1926

1927

1928

1929

1930

1931

1932

1933

1934

1935

1936

1937

職権記載

1938 No. 114 (職権記載／異動条件)

1939 **【標準仕様書案】**

1940 全部・一部を選択し、処理日（異動日）が入力できること。

1941

1942 **【考え方・理由】**

1943 中核市市長会ひな形を踏襲。

1944

1945 No. 115 (職権記載／異動者入力)

1946 **【標準仕様書案】**

1947 異動者の基本情報を入力できること。

1948

1949 **【考え方・理由】**

1950 中核市市長会ひな形を踏襲。

1951

1952 No. 116 (職権記載／現存者確認)

1953 **【標準仕様書案】**

1954 現存者かどうかのチェックを行えること。

1955

1956 **【考え方・理由】**

1957 同一人チェックと同様の内容であるため不要。

1958

1959 No. 117 (職権記載／備考欄入力)

1960 **【標準仕様書案】**

1961 記載理由の備考記載入力ができること。

1962 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

1963

1964 **【考え方・理由】**

1965 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

1966

1967

1968 No. 118 (職権記載／続柄設定)

1969 **【標準仕様書案】**

1970 世帯員の続柄を設定できること。(世帯主が変更となる転入・転出・転居
1971 等の異動の場合には、登録時に一連の流れで世帯員の続柄を設定できるこ
1972 と。)

1973 ~~システム移行時等に生ずる漏れていた者の登録が行えること。~~

1974

1975 **【考え方・理由】**

1976 ※ その他の続柄設定機能に包含されるため、不要。

1977

1978 No. 118-2 (職権記載／出生届に至らない子等)

1979 **【標準仕様書案】**

1980 世帯員の続柄を設定できること。(世帯主が変更となる転入・転出・転居
1981 等の異動の場合には、登録時に一連の流れで世帯員の続柄を設定できるこ
1982 と。)

1983 ~~システム移行時等に生ずる漏れていた者の登録が行えること。~~

1984 出生届に至らない子又は就籍の届出に至らない者については、本籍・筆頭
1985 者欄を「なし」と記載できること。

1986

1987 **【考え方・理由】**

1988 総務省通知(平成30年10月2日総行住第163号)によれば、出生届に至
1989 らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされてい
1990 る。

1991 また、総務省通知(平成20年7月8日総行市第145号)によれば、就籍
1992 の届出に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載すること
1993 とされている。

1994

1995

1996

1997

1998

1999

2000

2001

2002

2003

職權消除

2004

2005

2006 No. 119 (職権消除／異動条件)

2007 **【標準仕様書案】**

2008 対象者を選択し、処理日（異動日）を入力できること。

2009

2010 **【考え方・理由】**

2011 中核市市長会ひな形を踏襲。

2012

2013 No. 120 (職権削除/削除)

2014 **【標準仕様書案】**

2015 該当者の情報を削除できること。

2016 ~~印鑑登録を喪失すること。~~

2017 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2018 書に記載する機能としては不要 (なお、No. E 参照)

2019

2020 **【考え方・理由】**

2021 中核市市長会ひな形を踏襲。

2022 ※ 中核市市長会 120「印鑑登録を喪失すること。」は、印鑑登録システ
2023 ムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機
2024 能としては不要 (なお、No. E 参照)

2025

2026 No. 121 (職権消除／続柄設定)

2027 **【標準仕様書案】**

2028 世帯員の続柄を設定できること。

2029 ~~消除事由について、自動で備考欄に記載できること。~~

2030 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

2031

2032 **【考え方・理由】**

2033 中核市市長会ひな形を踏襲。

2034 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

2035

2036

2037

2038

2039

2040

2041

2042

2043

2044

2045

職權修正

2046

2047

2048 No. 122 (職権修正／異動条件)

2049 **【標準仕様書案】**

2050 対象者を選択し、処理日（異動日）を入力できること。

2051

2052 **【考え方・理由】**

2053 中核市市長会ひな形を踏襲。

2054

2055 No. 123 (職権修正/個人情報修正)

2056 **【標準仕様書案】**

2057 該当者の情報（氏名、フリガナ、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出
2058 日等）を修正できること。

2059 ~~氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移すること。~~

2060

2061 **【考え方・理由】**

2062 中核市市長会ひな形を踏襲。

2063 ※ 中核市市長会 123「氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移するこ
2064 と。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システ
2065 ム標準仕様書に記載する機能としては不要（なお、No. E参照）

2066

2067

2068

2069 **№． 1 2 4（職権修正／軽微な修正）**

2070 **【標準仕様書案】**

2071 以下のとおり、続柄を除く軽微な修正（住民基本台帳法施行規則 第11
2072 条第3項（2））ができること。

2073

2074 **【軽微な修正】**

- 2075 ・ 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字）
2076 以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記
2077 載の修正
- 2078 ・ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
- 2079 ・ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更
2080 に伴う住所に係る記載の修正
- 2081 ・ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 2082 ・ 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項又は第四条の規定に
2083 よる住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
- 2084 ・ 共同住宅、寄宿舍、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅
2085 館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸
2086 人の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 2087 ・ そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記
2088 載の修正

2089

2090 **【考え方・理由】**

2091 中核市市長会ひな形を補完。

2092

2093

2094 No. 125 (職権修正／続柄設定)

2095 **【標準仕様書案】**

2096 世帯員の続柄を設定できること。

2097

2098 **【考え方・理由】**

2099 中核市市長会ひな形を踏襲。

2100

2101 No. 126 (職権修正／上書き修正・誤処理修正)

2102 **【標準仕様書案】**

2103 ※ 5 論点該当

2104

2105 **【考え方・理由】**

2106 ※ 5 論点該当

2107

2108

2109

2110

2111

2112

2113

2114

2115

2116

2117

職權回復

2118

2119

2120 No. 127 (職権回復／異動条件)

2121 **【標準仕様書案】**

2122 対象者を選択し、処理日（異動日）を入力できること。

2123

2124 **【考え方・理由】**

2125 中核市市長会ひな形を踏襲。

2126

2127 N o . 1 2 8 (職権回復／個人情報回復)

2128 **【標準仕様書案】**

2129 該当者の情報が回復できること。

2130 ~~また、その旨が自動で備考に記載できること。~~

2131 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

2132

2133 **【考え方・理由】**

2134 中核市市長会ひな形を踏襲。

2135 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

2136

2137

2138

2139 No. 129 (職権回復／続柄設定)

2140 **【標準仕様書案】**

2141 世帯員の続柄を設定できること。

2142

2143 **【考え方・理由】**

2144 中核市市長会ひな形を踏襲。

2145

2146

2147

2148

2149

2150

2151

2152

2153

2154

2155

住民票コード

2156

2157

2158 **№． 130（住民票コード/該当者検索）**

2159 **【標準仕様書案】**

2160 住民票コード異動を行う該当者を特定できること。

2161

2162 **【考え方・理由】**

2163 中核市市長会ひな形を踏襲。

2164

2165

2166 **№. 131 (住民票コード/住民票コード付番)**

2167 **【標準仕様書案】**

2168 新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。
2169 また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票
2170 コードが自動付番されること。

2171

2172 **【考え方・理由】**

2173 中核市市長会ひな形に付加。

2174 なお、自治体F_196のような「住民票コードの住民票への付番結果を一覧
2175 表として作成できること。」という機能については、EUCにより対応可能であ
2176 り、不要。

2177 ※ CSからのストック番号（新規付番用の住民票コード）取得を追加

2178

2179

2180 No. 132 (住民票コード/住民票コード通知票)

2181 **【標準仕様書案】**

2182 新規付番した若しくは変更した際に、住民票コード通知書を出力できるこ
2183 と。

2184 また、再出力もできること。

2185

2186 **【考え方・理由】**

2187 中核市市長会ひな形を踏襲。

2188

2189

2190 **№. 133 (住民票コード/変更管理)**

2191 **【標準仕様書案】**

2192 住民票コードの変更ができること。

2193

2194

2195 **【考え方・理由】**

2196 中核市市長会ひな形 133 の「住民票コードに変更があった場合、変更情報
2197 (日時等) を保持できること。」は、履歴は全て残すこととしていることか
2198 ら (※5 論点) 不要。

2199 自治体 A_269 のような「所有者の住民票コードが変更された場合は、返納
2200 案内の発行ができること」という機能は、レアケースなのでシステム外で対
2201 応することとし、住民記録システム標準仕様書の機能としては不要。

2202

2203

2204

2205

2206

2207

2208

2209

2210

2211

2212

2213

2214

出生・死亡・失踪

2215 No. 134 (出生/異動条件)

2216 **【標準仕様書案】**

2217 全部、一部の選択ができ、誕生日、届出日、事由（届出、通知、転入）を
2218 入力できること。

2219

2220 **【考え方・理由】**

2221 中核市市長会ひな形を踏襲。

2222 質疑応答上、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を「転入」
2223 と記載することとなっている。

2224

2225 No. 135 (出生/該当世帯検索)

2226 **【標準仕様書案】**

2227 出生の記載をする世帯を特定できること。

2228

2229 **【考え方・理由】**

2230 中核市市長会ひな形を踏襲。

2231

2232 No. 136 (出生/出生情報入力)

2233 **【標準仕様書案】**

2234 出生情報を入力できること。

2235

2236 **【考え方・理由】**

2237 中核市市長会ひな形を踏襲。

2238

2239 ※ 出生届に至らない子等については、職権記載において記載。

2240

2241 No. 137 (死亡/異動条件)

2242 **【標準仕様書案】**

2243 死亡、推定死亡を選択できること。

2244 なお、内部的には日付を保有しておくこと（個人番号連携対応）。

2245

2246 **【考え方・理由】**

2247 中核市市長会ひな形に付加。

2248

2249 ※ 内部的に日付が無い場合、個人番号連携エラーが発生するため、内部
2250 では年月日の全てを保有しておく必要がある。

2251

2252 **№. 138 (死亡/死亡日入力)**

2253 **【標準仕様書案】**

2254 死亡日の入力ができ、推定死亡の場合については、あらかじめ指定した文
2255 言を指定入力できること。

2256 他業務連携用にみなし死亡日を入力できること。

2257 なお、推定死亡の場合の日付はみなし死亡日とすること。

2258 ※ №. 64 参照

2259 世帯主未設定を許可できること。

2260 世帯主未設定の場合は、死亡情報のほか世帯主未設定の状態では他システム
2261 へ連携ができること。

2262 世帯主の死亡等について、他世帯員の続柄を変更できること。

2263

2264

2265 **【考え方・理由】**

2266 中核市市長会ひな形に付加。

2267

2268 ※ №. 64 参照

2269

2270 No. 139 (失踪/異動条件)

2271 **【標準仕様書案】**

2272 全部、一部の選択ができ、失踪日、届出日、事由（通知、戸籍届出）を入
2273 力できること。

2274

2275 **【考え方・理由】**

2276 中核市市長会ひな形を踏襲。

2277 ただし、申出は制度上想定されないので削除。

2278

2279

2280

2281

2282

2283

2284

2285

2286

2287

外国人・戸籍通知・特別永住者

2288

2289

2290

2291 No. 140 (外国人/通称名・併記名管理)

2292 **【標準仕様書案】**

2293 通称名・併記名の登録管理ができること。

2294 また、通称名については履歴管理ができること。

2295 外国人特有項目（漢字併記，通称，外国人住民となった日・国籍地域・在
2296 留カード等の番号・30条45規定区分・在留資格・在留期間・在留期間の
2297 満了の日）の入力ができること。

2298 一時庇護・仮滞在許可者についても滞在期限の管理が行えること。

2299 外国人の生年月日は、西暦で記載すること。

2300

2301 **【考え方・理由】**

2302 中核市市長会ひな形に付加。

2303

2304

2305 **№. 141 (外国人/帰化)**

2306 **【標準仕様書案】**

2307 帰化の入力ができること。

2308 住民基本台帳に登録されている外国人の場合は、帰化する前の住民基本台
2309 帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定
2310 日）を引き継げること。

2311 また、その場合には、住民基本台帳に記載されている外国人情報を削除で
2312 きること。

2313 外国人が日本国籍を取得した場合の削除及び登録が行えること。

2314 その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
2315 又は引き継げること。

2316

2317 **【考え方・理由】**

2318 中核市市長会ひな形に付加。

2319

2320

2321 **№. 142 (外国人/国籍取得)**

2322 **【標準仕様書案】**

2323 国籍取得の入力ができること。

2324 住民基本台帳に登録されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基
2325 本台帳の記載情報（宛名番号、住民票コード、個人番号、住所、方書、生年
2326 月日、性別、続柄、住民日、住定日）を引き継げること。

2327 その場合、住民基本台帳に記載されている外国人住民票を削除できること。

2328 国籍取得届出に基づいて削除及び登録が行えること。

2329 その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
2330 が行えること。

2331

2332 **【考え方・理由】**

2333 中核市市長会ひな形に付加。

2334

2335 **№. 143 (外国人/国籍喪失)**

2336 **【標準仕様書案】**

2337 国籍喪失の入力ができること。

2338 住民基本台帳に登録されていた日本人が、外国人住民として新たに住民基
2339 本台帳に登録される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報
2340 (住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民日、住定日)を引き継げること。

2341 その場合、住民基本台帳に記載されている日本人情報を削除できること。

2342

2343 日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の削除及び登録が行えること。

2344 その際、登録日本人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
2345 が行えること。

2346

2347 **【考え方・理由】**

2348 中核市市長会ひな形に付加。

2349

2350 No. 144 (外国人/在留資格取得)

2351 **【標準仕様書案】**

2352 在留資格取得の入力ができること。

2353

2354

2355 **【考え方・理由】**

2356 中核市市長会ひな形に付加。

2357 なお、自治体A_251のような、「前住所について、空白にできること。」と

2358 いった機能については、イレギュラーリストとして別途整理する。

2359

2360 **№． 144－2（外国人/在留資格取消し・変更）**

2361 **【標準仕様書案】**

2362 在留資格の取消し、在留資格の変更許可（中長期在留資格者→住基対象外）
2363 等の出入国在留管理庁通知に基づき、削除できること。

2364 出入国在留管理庁通知の対象者については、特別永住者を除き自動で更新
2365 できること。自動更新された場合、項目毎に変更前と変更後の内容を記載し
2366 たりスト（処理結果リスト）が一覧表として作成・出力できること。

2367 なお、通知日にかかわらず取り込み未対象者が一覧でき、取り込み未対象
2368 者について、手動で取り込みができること。

2369

2370 **【考え方・理由】**

2371 中核市市長会ひな形に付加。

2372 №． 36と統合。

2373

2374 N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)

2375 **【標準仕様書案】**

2376 「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別し、市町村通知を送信
2377 できるとともに、対象者一覧が自動作成できること。

2378 また、職権修正にも対応できること。

2379 なお、在留カードの裏書が終了していないものに通知が出力できること。

2380 市町村通知の修正が必要なものについては、修正後に送信できること。

2381 ~~異動入力後は、アラートメッセージ等の表示又は住居地届出の有無を選択~~
2382 ~~すること等により、市町村通知（住居地届出）の送信漏れ及び誤送信の防止~~
2383 ~~ができること。~~

2384 ~~入力処理時に住居地届出が未済の場合は、その旨をアラートメッセージ表~~
2385 ~~示等で確認できること。~~

2386 ※エラー・アラート項目の整理（N o . C）の中で、別途整理

2387 経過滞在者について、一覧表の作成・出力ができること

2388

2389 **【考え方・理由】**

2390 中核市市長会ひな形に付加。

2391 なお、対象者一覧、一覧表の出力をそのための機能として記載するか、EUC
2392 で対応することとするかは別途検討。

2393

2394 ※中核市市長会 B8「異動入力後は、アラートメッセージ等の表示又は住居
2395 地届出の有無を選択すること等により、市町村通知（住居地届出）の送信漏
2396 れ及び誤送信の防止ができること。

2397 入力処理時に住居地届出が未済の場合は、その旨をアラートメッセージ表
2398 示等で確認できること。」については、エラー・アラート項目の整理（N o .

2399 C）の中で、別途整理

2400

2401

2402 No. 145 (外国人/事実上の世帯主管理)

2403 **【標準仕様書案】**

2404 ~~外国人が事実上の世帯主の場合、当該情報を管理することができること。~~
2405 ~~また、住民票の備考欄へその者の氏名が記載できること。~~

2406

2407 **【考え方・理由】**

2408 ※ 制度的に不要。

2409

2410 **№. 146 (戸籍通知/9条2項)**

2411 **【標準仕様書案】**

2412 本籍地市町村から送付される「戸籍届の通知」、「戸籍のシステム化通知」、
2413 「本籍地の行政区画変更通知」、「本籍地の地番変更通知」、「本籍地の地番変
2414 更通知」、「本籍地の土地の名称変更通知」、「本籍地の住居表示実施通知」、
2415 「戸籍修正通知」に基づいて、住民票の記載内容を変更することができるこ
2416 と。

2417 本籍地市町村から送付される「戸籍の電算化通知」、「本籍地の行政区画・
2418 地番変更・土地の名称変更、住居表示実施通知」、「戸籍修正通知」等により、
2419 修正ができること。

2420 申出又は錯誤等により、修正ができること。

2421 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
2422 世帯主名を修正できること。

2423 ~~なお、世帯員の備考には自動で「職権により世帯主修正」と記載できるこ
2424 と。~~

2425 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

2426

2427

2428 **【考え方・理由】**

2429 中核市市長会ひな形に付加。

2430

2431 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

2432

※ 一覧表はEUC対応。

2433

2434

2435 **№． 1 4 7 （特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成）**

2436 **【標準仕様書案】**

2437 指定した切替対象年月日および年齢に該当する特別永住者について、切替
2438 該当者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。

2439 切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内
2440 が作成されること。

2441 次回確認基準日の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。

2442

2443 **【考え方・理由】**

2444 中核市市長会ひな形を踏襲。

2445

2446

2447

2448

2449

2450

2451

2452

2453

2454

2455

2456

バッチ

2457 **№． 148（バッチ/異動・発行抑止対象者）**

2458 **【標準仕様書案】**

2459 対象者一覧表を作成できること。

2460 データ連携ができること

2461

2462

2463 **【考え方・理由】**

2464 中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

2465

2466 ※ 5論点該当。

2467 ※ データ連携に関しては、自治体システムデータ連携標準検討会と連携
2468 して検討。

2469

2470 No. 149 (バッチ/転出予定者一覧)

2471 **【標準仕様書案】**

2472 転出予定のままで転出未確定者の一覧表を作成できること。対象者一覧表
2473 を作成できること。

2474

2475 **【考え方・理由】**

2476 制度上、転出した者について、転入予定地への転入の事実及び転入年月日
2477 を確認することまでは求められておらず、ニーズも特定できないため不要。

2478

2479

2480 **№． 150（バッチ/除票廃棄）**

2481 **【標準仕様書案】**

2482 150年経過した住民票除票については、廃棄すること。

2483 なお、本件は、総務大臣が定める日までは、オプションとして、「150
2484 年経過した住民票除票および改製原住民票については、廃棄したものとして
2485 証明等発行を制限すること。」との機能を備えることで、本機能に代えるこ
2486 とができる。

2487

2488 **【考え方・理由】**

2489 中核市市長会ひな形を踏襲。

2490 ただし、改製原住民票は、住民票除票に包含されるものであることから、
2491 記載を削除。

2492 また、デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法（除票の150年保
2493 存）は総務大臣が定める日から施行されることとされていることから、務大
2494 臣が定める日までは、オプションとして、「150年経過した住民票除票お
2495 よび改製原住民票については、廃棄したものとして証明等発行を制限するこ
2496 と。」との機能を備えることで、本機能に代えることができることとする。

2497

2498 **№. 151 (バッチ/成年被後見人リスト)**

2499 **【標準仕様書案】**

2500 該当者に転出があった場合、転出先市区町村へ発送する通知書を作成でき
2501 ること。

2502 対象者については、成年被後見人の設定ができること。

2503

2504

2505 **【考え方・理由】**

2506 中核市市長会ひな形を補完（一覧表はEUC対応）。

2507 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えら
2508 れるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を
2509 提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要が
2510 あることから関係がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付さ
2511 れるため、市区町村間で連携されていないと転居先が了知できず、当該成年
2512 被後見人の当初の住所地の自治体が他の自治体に通知する必要がある。中核
2513 市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられるため、標準
2514 案にも盛り込む。

2515 なお、自治体A_376、412のような一覧表については、EUC機能により対
2516 応する。

2517 ※自治体A_122のような、アラート等により、「成年被後見人」とわかると
2518 いった機能は、エラー・アラート項目の整理（№. C）の中で、別途整理

2519

2520

2521

2522

2523 No. 152 (バッチ/閲覧簿)

2524 **【標準仕様書案】**

2525 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基
2526 本台帳閲覧簿の作成・出力ができること。

2527 全件リストについては、PDF又はCSVで出力ができること。

2528

2529 **【考え方・理由】**

2530 中核市市長会ひな形を補完。

2531

2532 N o . 1 5 3 (バ ッ チ / 無 作 為 抽 出 ・ 条 件 指 定 抽 出)

2533 **【標準仕様書案】**

2534 性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することが
2535 できること。

2536 対象者の宛名シールを出力することができること。

2537 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理

2538

2539 **【考え方・理由】**

2540

2541 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理

2542 ※汎用機能（住民記録システム対象外）

2543

2544 No. 154 (バッチ/住所一括変更)

2545 **【標準仕様書案】**

2546 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができること。
2547 住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、
2548 ~~「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表~~
2549 ~~が作成・出力できること。~~

2550 ~~（住居表示・土地の名称・地番変更発生時のSE作業による対応可。）~~

2551

2552 該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前
2553 ~~／異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表が作成・~~
2554 ~~出力できること。~~

2555 戸籍附票記載事項通知（19条1項通知）情報を作成し、通知が一括送信
2556 できること。

2557 住居表示、土地の名称、地番変更等について、住民宛通知、若しくは住所
2558 変更の証明書を作成・出力できること。

2559 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（No. E）の中で、別途整理

2560

2561 **【考え方・理由】**

2562 中核市市長会ひな形に付加。

2563

2564 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（No. E）の中で、別途整理

2565 ※汎用機能（住民記録システム対象外）

2566

2567

2568

2569

2570

2571

2572

2573

2574

2575

2576

2577

C S 連携 ・ 番号連携

2578 **№. 196 (CS 連携/CS への自動送信)**

2579 **【標準仕様書案】**

2580 転入・転出等の住所異動時には、「既存住基システム改造仕様書 (J-LIS)」
2581 の電文仕様に基づき、異動情報 (本人確認情報や戸籍附票情報) が CS に自
2582 動送信されること。

2583 広域交付地市町村より広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域交
2584 付住民票情報を CS 経由で交付市町村 CS へ送信できること。

2585

2586 その他、以下について実行できること。

- 2587 ・ CS に対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信。
- 2588 ・ 送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票事項変更通知情報、個
2589 人番号要求情報の照会。
- 2590 ・ 住民異動届と同日に発生した「個人番号変更請求による個人番号の変更
2591 要求」の一括送信。(CS 連携停止までに一括送信等ができ、連動エラー
2592 等が発生しない。)
- 2593 ・ 管外本籍者について、現住所が変更となる異動 (未届転入・住所設定を
2594 含む) の検出、戸籍附票事項変更通知 (19 条 1 項通知) の住基ネット
2595 を介した自動送信。
- 2596 ・ 異動処理に基づいた前住所地 (未届地・最終住民登録地を含む) への転
2597 入通知 (9 条 1 項通知) の自動送付。
- 2598 ・ 転出先への転出証明書情報の出力と住基ネットを介した自動送信。
- 2599 ・ 住基ネットを介して受信した「転入通知情報」の取込 (一括処理)。

2600

2601 **【考え方・理由】**

2602 中核市市長会ひな形に付加。機能の網羅性を確保。

2603

2604

2605 No. 197 (CS 連携/整合性確認)

2606 **【標準仕様書案】**

2607 CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認することができ、不整
2608 合についてはエラーリストを出力することができること。

2609

2610 **【考え方・理由】**

2611 中核市市長会ひな形を踏襲（エラーリストは、EUC出力にも対応）。

2612

2613

2614 No. 198 (CS 連携/カード管理状況)

2615 **【標準仕様書案】**

2616 住基カード、個人番号カード、~~通知カード~~の発行・管理の運用状況についてCS連携できること。

2617 また、所有者であることが確認できること。

2618 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。

2620

2621 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。

2622 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。

2623 ・券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。

2628

2629 **【考え方・理由】**

2630 中核市市長会ひな形に付加。

2631

2632 ※ CS から連携されるのは発行・管理状況ではなく運用状況であり、カードの種類も住基カードと個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・管理」という文言は削除。

2633 個人番号カード交付申請書は、統合端末から発行される申請書ID付きと、J-LIS ホームページで公開される手書き用(番号カード事務処理要領記載)の2種類である。住民記録システムで出力できるのは後者であるため、手書き用のフォーマットにて出力する必要がある。

2634 記載事項変更案内や返納案内の発行、利用者電子証明書の住基台帳カード・個人番号カードへの格納有無の確認機能、再交付の事務のための機能は、自治体のニーズが低いため不要。

2642

2643

2644 N o . 1 9 9 (CS 連携/カード管理システム連携)

2645 **【標準仕様書案】**

2646 住所異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。

2647

2648 **【考え方・理由】**

2649 中核市市長会ひな形を踏襲。

2650

2651 No. 200 (番号連携/個人番号の付番)

2652 **【標準仕様書案】**

2653 住基ネット経由で個人番号の生成要求ができること。

2654 また、生成された個人番号の取込ができること。

2655 職権等による個人番号の変更要求ができること。

2656

2657 **【考え方・理由】**

2658 中核市市長会ひな形に付加。

2659 自治体A_416 のような一覧表機能は EUC に対応可能であり、機能として
2660 は自治体のニーズが低いため不要。

2661

2662

2663 No. 201 (番号連携/符号の取得)

2664 **【標準仕様書案】**

2665 住基ネット経由で符号の取得ができること。

2666

2667 **【考え方・理由】**

2668 中核市市長会ひな形を踏襲。

2669

2670

2671 No. 202 (旧氏対応/旧氏の管理)

2672 **【標準仕様書案】**

2673 旧氏の管理ができ、記載、変更、削除、履歴管理、証明発行が可能である
2674 こと。また、国外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外から
2675 の転入時に引き継ぐことができること。

2676

2677 **【考え方・理由】**

2678 中核市市長会ひな形を踏襲。

2679

2680

2681 **№． 203（コンビニ交付/コンビニ交付サーバ連携）**

2682 **【標準仕様書案】**

2683 コンビニ交付サーバ向けの住民票の写しの全件データが作成できること。
2684 また、異動データの連携ができること。

2685

2686 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2687 書に記載する機能としては不要（なお、№． E参照）

2688

2689 **【考え方・理由】**

2690 中核市市長会ひな形を踏襲。

2691

2692 ※ 中核市市長会 203「コンビニ交付サーバ向けの……印鑑登録情報の全件
2693 データが作成できること。」印鑑登録システムについての機能であり、
2694 住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要（なお、N
2695 ． E参照）

2696

2697 **№ 204 (コンビニ交付/シリアル番号連携)**

2698 **【標準仕様書案】**

2699 住基ネット経由で個人番号カードの利用者証明電子証明書のシリアル番
2700 号連携ができること。

2701

2702 **【考え方・理由】**

2703 中核市市長会ひな形を踏襲。

2704

2705 ※ シリアル番号は個人番号カードではなく電子証明書に記載のものであ
2706 るため、「個人番号カード」から「利用者証明電子証明書」に記載を変
2707 更。

2708

2709

2710

2711

2712

2713

2714

2715

2716

2717

住民記録システム基本要件書

2718

基本要件 1 - 2

2719

共通カスタマイズ要件書

2720

2721 ※なお、「共通カスタマイズ要件書」という項目を立てているのは、単に、中核
2722 市市長会ひな形において当該項目があったために、作業の便宜上、立ててい
2723 るものであり、今後、本検討会において作成する住民記録システム標準仕様
2724 書においてカスタマイズとして整理する趣旨ではない。

2725

(今後の議論の整理の中で、その他の各項目に受け込ませる。)

2726

2727

2728 No. A1 (共通/宛名番号・世帯番号付番)

2729 **【標準仕様書案】**

2730 宛名番号、世帯番号は、それぞれの市区町村指定の規則に添って自動付番
2731 できること。

2732

2733 **【考え方・理由】**

2734 各自治体の附番方法が異なり、標準仕様に記載すると実務に大きな影響を
2735 及ぼすため、「市区町村指定の規則に添って」付番できるとした。

2736

2737 No. A2 (証明共通/証明書様式設定)

2738 **【標準仕様書案】**

2739 各証明書のレイアウトは、標準様式を用いること。

2740

2741 **【考え方・理由】**

2742 ※ 標準仕様として、各証明書レイアウトを決定するので、それを採用。

2743

2744 No. A3 (証明発行/履歴照会)

2745 **【標準仕様書案】**

2746 各証明書の発行履歴(日時、場所、請求者、記載事項、枚数等)を照会で
2747 きること。

2748

2749 **【考え方・理由】**

2750 No. 26に統合。

2751

2752 No. A4-A18 (統計)

2753 No. A19・A20 (特別永住者/切替予定数調査 (年度・月))

2754 **【標準仕様書案】**

2755 次回確認日の支所別、年度別集計表を作成できること。

2756 現年度と次年度について、次回確認日の支所別、月別集計表を作成できる
2757 こと。

2758

2759 **【考え方・理由】**

2760 統計・一覧表等について、そのための機能として標準仕様に盛り込むか、
2761 EUCにより対応するかは、以下の考え方で整理する。

2762 ○ 以下については、そのための機能として標準仕様に盛り込む。

2763 ・ 法令等により位置付けられた様式 (例：住民票の写し、転入通知)

2764 ・ 国により様式が定められているもの

2765 ・ 国が行う統計調査

2766 それ以外については、EUCにより対応することとし、EUCで最低限出
2767 力できるべき統計・一覧表等を例示する。例示された統計・一覧表等をどの
2768 ようにすればEUCで出力できるかについては、ベンダはマニュアル等にお
2769 いて示さなければならない。

2770 ただし、切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り
2771 替え事務は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各団体固
2772 有要件である。

2773 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている団体の場合、事務作業
2774 量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの団体には
2775 不要な帳票であるため、標準化対象外にするべきか (検討継続)。

2776 法定の様式や都道府県統計、公印の押されている証明書や通知、これらに
2777 基づく月次のルーティン処理等についてはパッケージ機能としてロジック
2778 を組むべき。法定様式の有無については要確認。(法定の様式あるかどうか
2779 確認)

2780

2781

2782

2783

2784

2785

2786

2787

2788

住民記録システム基本要件書

2789

基本要件 1 - 3

2790

個別カスタマイズ要件書

2791

2792 ※なお、「個別カスタマイズ要件書」という項目を立てているのは、単に、中核
2793 市市長会ひな形において当該項目があったために、作業の便宜上、立ててい
2794 るものであり、今後、本検討会において作成する住民記録システム標準仕様
2795 書においてカスタマイズとして整理する趣旨ではない。

2796

(今後の議論の整理の中で、その他の各項目に受け込ませる。)

2797

2798 **№. B4（地域情報プラットフォーム標準仕様連携）**

2799 **【標準仕様書案】**

2800 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットか
2801 らのデータ受信（国保，年金，児童手当，後期高齢者医療，介護保険，戸籍）
2802 及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠
2803 レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP連携ができるようにす
2804 ること。

2805 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム
2806 標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いる
2807 こと。

2808

2809 **【考え方・理由】**

2810 統合DBの使用の有無にかかわらず対応可能になるよう中核市市長会ひな
2811 形に付加。

2812

2813 N o . B 5 (抑止設定/支援措置)

2814 **【標準仕様書案】**

2815 ※エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2816

2817 **【考え方・理由】**

2818 ※「支援措置対象者の抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日付が初期
2819 表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分は、エラー・
2820 アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2821 一覧表については、EUC に対応可能であり、機能としては自治体のニー
2822 ズが低いと考えられるため不要。

2823

2824

2825 N o . B 6 (抑止設定/住民異動不受理)

2826 **【標準仕様書案】**

2827 ※エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2828

2829 **【考え方・理由】**

2830 ※「住民異動不受理申請による抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日
2831 付が初期表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分
2832 は、エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2833 一覧表については、EUC に対応可能であり、機能としては自治体のニー
2834 ズが低いと考えられるため不要。

2835

2836 No. B7 (証明発行/発行番号記載)

2837 **【標準仕様書案】**

2838 発行番号を証明書に記載できること。

2839 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。

2840

2841 **【考え方・理由】**

2842 中核市市長会ひな形を踏襲。

2843 なお、発行場所を証明書に記載する機能については、発行番号の付け方(例
2844 えば、発行番号の1文字目を発行場所を示す番号とする等)により対応可能
2845 であり、不要。

2846

2847 No. B 8 (外国人/入管法のための住居地届出)

2848

2849 ※ 本項目は、No. 144-2の次に移動した。

2850

2851 No. B9 (住民票改製/改製条件)

2852 **【標準仕様書案】**

2853 ※5 論点該当 (改製)

2854

2855 **【考え方・理由】**

2856 ※5 論点該当 (改製)

2857

2858 N o . B 1 0 (バ ッ チ / 出 生 経 過 滞 在 者)

2859 **【標準仕様書案】**

2860 不要

2861

2862 **【考え方・理由】**

2863 E U C で 対 応 可 能 で あり、本機能を利用せずに対応している自治体もある

2864 ことから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

2865

2866

2867

2868

2869

2870

2871

2872

2873

2874

エラー・アラート項目

2875

2876

2877 **No. C (エラー・アラート項目)**

2878 エラー・アラート項目については、それ以外の機能がある程度整理できた
2879 段階で、改めて整理する。

2880

2881

2882

2883

2884

2885

2886

2887

2888

2889

2890

異動事由を含む履歴の記載方法

2891

2892

2893 **№． D（異動事由を含む履歴の記載方法）**

2894

2895 異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理する。

2896

2897 **（参考）異動事由を含む履歴の記載方法が関わる項目**

2898 **№． 21/44（マスタ管理／備考入力事項管理）**

2899 異動事由と備考文ひな形の対応及び変換のためのマスタ情報が管理でき
2900 ること。

2901 また、異動事由毎に、あらかじめ登録した備考文（マスタ情報で管理して
2902 いる備考のひな形）をもとに備考の自動編集ができること。

2903 また、備考文を証明書に印字する・しないの設定が行えること。

2904 備考内容により、出力抑止・解除の設定等ができること。

2905 **№． 43（抑止設定／事由管理）**

2906 抑止設定の事由を管理できること。その際、事由毎に備考等が入力できる
2907 こと。

2908 **№． 55（証明発行／改製原住民票の写し）**

2909 改製原住民票（原票）には、備考欄に改製理由が記載されること。

2910 **№． 100（世帯主変更／続柄設定）**

2911 ※自治体A_183のような「変更事由について、自動で備考欄に記載できる
2912 こと。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法について
2913 の整理の中で、別途整理

2914 **№． 103（世帯合併／続柄設定）**

2915 合併事由について、自動で備考欄に記載できること。

2916 **№． 106（世帯分離／続柄設定）**

2917 ※自治体A_192のような「分離事由について、自動で備考欄に記載できる
2918 こと。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整理の
2919 中で、別途整理

2920

2921 **№. 109 (世帯一部変更/方書同一性確認)**

2922 ※ 自治体A_197のような「変更事由について、自動で備考欄に記載でき
2923 ること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の
2924 整理の中で、別途整理

2925 **№. 113-2 (届出修正/その他の修正)**

2926 ※ なお、自治体A_209のような世帯員の備考には自動で「職権により世
2927 帯主修正」と記載する機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整
2928 理の中で、別途整理

2929 **№. 117 (職権記載/備考欄入力)**

2930 記載理由の備考記載入力ができること。

2931 **№. 121 (職権削除/続柄設定)**

2932 削除事由について、自動で備考欄に記載できること。

2933 **№. 128 (職権回復/個人情報回復)**

2934 該当者の情報が回復できること。

2935 また、その旨が自動で備考に記載できること。

2936 **№. 146 (戸籍通知/9条2項)**

2937 なお、世帯員の備考には自動で「職権により世帯主修正」と記載できるこ
2938 と。

2939